くるめ 子ども・子育てプラン

［ 久留米市次世代育成支援行動計画 ］

後期計画

子どもの笑顔があふれるまちづくり

平成22年3月

久留米市

目　　次

第１部　計画の概要

第１章　計画策定にあたって…… 3
（１）　計画策定の背景 …… 3
（２）　計画の位置付け …… 4
（３）　計画の期間 …… 4
（４）　計画の対象 …… 4
（５）　計画の策定体制、及び策定過程 …… 5
第２章　子育てを取り巻く現状（概況） …… 7
（１）　少子化の状況 …… 7
（２）　子育て家庭の状況 …… 7
（３）　就労の状況 …… 7
（４）　保育所や放課後児童クラブの状況 …… 7
（５）　青少年の問題や虐待等に関する状況 …… 8
（６）　子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度 …… 8
（７）　市の子育て環境に対する評価 …… 8
（８）　子育て支援施策に対する要望 …… 9
（９）　これからの子育てに必要なもの …… 9
(10)　前期計画の進捗状況・課題 …… 9
第３章　計画の基本的な考え方…… 10
（１）　基本理念 …… 10
（２）　基本的視点 …… 11
（３）　基本目標 …… 13
（４）　計画の体系 …… 15
（５）　計画の重点施策の設定 …… 16

第２部　基本計画

第１章　安心して子育てできる環境づくり…… 19
（１）　保育サービス等の充実 …… 19
（２）　子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進 …… 23
（３）　地域での交流の場づくりや子育てを支える活動の促進 …… 28
（４）　きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援 …… 31
（５）　子育てと仕事の両立の推進 …… 37
（６）　子育てに関わる経済的負担の軽減 …… 40
第２章　子どもが健やかに育つ環境づくり…… 42
（１）　親子の健康づくり支援 …… 42
（２）　思春期の健康づくり支援 …… 45
（３）　小児医療の充実 …… 47

第３章　子どもの生きる力を育む環境づくり…… 48
（１）　次世代を育む親となるための支援 …… 48
（２）　教育環境の充実 …… 50
（３）　子どもの育ちを育む施策の充実 …… 55
第４章　子育て・子育ちにやさしい環境づくり…… 59
（１）　子育てに配慮した生活環境の整備 …… 59
（２）　子どもの安全確保 …… 62
第５章　計画の施策評価指標と施策数値目標一覧…… 65
（１）　計画の施策評価指標 …… 65
（２）　計画の施策数値目標一覧 …… 67

第３部　計画の推進

第１章　計画推進の方策…… 73
（１）　関係団体等との連携 …… 73
（２）　計画の進行管理 …… 73
（３）　利用者の視点にたった点検・評価 …… 73
（４）　計画内容や進捗状況の周知 …… 73
（５）　社会経済情勢等に対応した計画の推進 …… 74
第２章　計画推進のための各主体の役割…… 75
（１）　家庭の役割 …… 75
（２）　地域（市民や地域団体等）の役割 …… 75
（３）　企業の役割 …… 76
（４）　行政の役割 …… 76

資　料　編

1　子ども・子育てに関する統計データ…… 79
2　次世代育成支援に関するニーズ調査結果…… 94
3　グループインタビュー・ワークショップ結果…… 113
4　「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約） …… 119
5　計画策定の経緯等…… 120

第１部　計画の概要

第1章　計画策定にあたって

（１）計画策定の背景

わが国は、未婚化や晩婚化の進行等に伴い、少子化が進んでいます。これは、経済面、社会面で深刻な影響があるとされるため、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備をめざして、平成15年７月「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）を制定しました。

国は、この推進法において、地方公共団体及び事業主に対して、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための行動計画の策定を義務づけるとともに、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」を策定し、若者の自立支援や働き方の見直し等も含めた幅広い分野にわたる次世代育成推進のための施策を進めてきましたが、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均　※人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08とされている）は、依然として低い水準に留まっており、少子化に歯止めがかからない状況です。（平成20年合計特殊出生率　国：1.37　久留米市：1.47）

このような現状を踏まえて、国は、平成19年12月に新たな少子化対策の基本計画として、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定しました。この計画では、少子化の主要因を、就労と出産・子育ての二者択一構造とし、その解消に向けて「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていくこととしています。また、平成22年１月には、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「子ども手当の創設」など社会全体で子育て支援を支えていく取り組みを進めています。

このように国の少子化対策が変遷するなか、本市では、推進法に基づく市町村行動計画として、平成17年３月に「くるめ　子ども・子育てプラン（久留米市次世代育成支援行動計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、子どもの笑顔があふれるまちづくりを目指して、各種関連施策の推進に努めてきました。また、平成20年４月に中核市に移行したことにより、保健所の設置をはじめ、子どもや子育て支援に関わる施策についても充実・強化を図ることが可能となっています。

推進法の規定により、これまで推進してきた前期計画は、平成21年度で終了することから、前期計画の進捗状況や課題等を踏まえて、平成22～26年度を計画期間とする新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）を策定しました。

（2）計画の位置付け

○　この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく市町村行動計画であり、計画の策定にあたっては、国の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略や「子ども・子育てビジョン」等の方針を踏まえるとともに、県の行動計画とも連携を図っています。

○　この計画は、「久留米市新総合計画」を上位計画とし、「健康くるめ21」、「久留米市教育改革プラン」、「久留米市障害者計画・障害福祉計画」、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市男女共同参画行動計画」等の各種関連計画と整合性を図って策定したものです。

（3）計画の期間

本計画は、推進法に基づく市町村行動計画の後期計画として、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

計画の期間

<table>
<tr><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="5" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">前期計画</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">見直し策定</td></tr>
<tr><td colspan="5">後期計画</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（4）計画の対象

この計画は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭、それに関わる地域、企業、行政などを対象とします。

（5）計画の策定体制、及び策定過程

①　計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市長、副市長、関係部長等で構成する「次世代育成支援行動計画策定委員会」を計画の策定決定機関とし、その下部組織として、関係部局の次長・課長等で構成する「次世代育成支援行動計画策定調整会議」や、関係各課担当職員等で構成する「担当者会議」「目標事業検討部会」を設置し、計画原案等の協議・調整を行いました。

また、さまざまな関係分野の立場からの意見を聞き、計画策定の参考とするため、学識経験者や関係団体代表等で構成する「くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（地域協議会）」において、前期計画の評価や計画原案等についての検討を行っていただきました。

計画の策定体制

②　計画の策定過程（市民意見の反映方法）

より多くの市民の意見を把握し、計画策定の参考とするため、平成20年12月～平成21年１月に就学前児童・小学生の保護者5,000人、及び20～69歳の市民2,000人を対象とした「久留米市次世代育成支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

また、平成21年８月に子育てサークルや支援団体等を対象としたグループインタビューを実施し、平成21年11月に開催した「くるめ 子ども・子育てフォーラム」においては、計画骨子案に関するワークショップを実施しました。

さらに、主任児童委員を中心とした地域のコミュニティ関係団体等との各施策についての意見交換や平成21年12月～平成22年１月に計画原案に対するパブリックコメントを実施しました。

第2章　子育てを取り巻く現状（概況）

（1）少子化の状況

●出生数は、平成18年以降、2,900人台で推移していますが、本市の合計特殊出生率は、国・県に比べてやや高い水準にあるものの、人口を維持するのに必要な水準である2.08には及ばない状況です（平成20年：1.47）。
●将来人口推計によると、今後も人口減少・少子高齢化が進行する見込みです（18歳未満人口：平成21年：53,863人→平成26年：50,801人）。

（2）子育て家庭の状況

●世帯数の推移をみると、本市の世帯数は増加しているものの、一世帯あたり人員は減少を続けており、世帯の核家族化が進行しています。また、子どものいる世帯の中で、親と子のみの核家族世帯の割合は一貫して上昇しており、平成17年では、子育て家庭の８割弱が核家族世帯となっています。
●本市の一般世帯に占める母子家庭世帯の割合は、全国の割合をやや上回っている状況です（平成17年　全国：1.5%　久留米市：2.2%）。

（3）就労の状況

●年次別の就業率の推移をみると、男性の就業率は20代後半～50代後半にかけて８～９割の水準にありますが、各年齢階層において就業率は下がっています。一方、女性の就業率は10代後半・20代前半を除き一貫して上昇しています。
●ニーズ調査結果によると、就学前児童では片働き家庭が最も多く、４割（39.6%）を占めています。また、小学生では共働き家庭が６割（66.5%）を超えています。
●ニーズ調査結果による就労していない母親の今後の就労意向について、「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」と答えた母親は就学前児童で28.7%、小学生で37.6%となっています。

（4）保育所や放課後児童クラブの状況

●平成21年４月現在、本市の認可保育所は、66園ありますが、０～５歳人口に占める認可保育所の利用率は、毎年増加しています（平成17年：36.8%→平成21年：39.7%）。
●平成21年５月現在、本市には49の放課後児童クラブがあり、小学校１～３年生全児童の30.1%の2,633人が登録しており、登録児童数及び割合は毎年増加しています。

（5）青少年の問題や虐待等に関する状況

●久留米市内の不登校児童生徒数は、小・中学校を合わせると、平成17年度以降300人を超えており、平成19年度は409人となりましたが、平成20年度は326人と若干減少しました。また、不登校児童生徒の出現率（全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合）は、平成20年度は1.25%と全国（1.18%）、福岡県（1.17%）より高い水準となっています。

●久留米市管内４警察署（久留米警察・小郡警察・うきは警察・城島警察）及び市青少年育成課で補導・指導した少年の人数は、平成20年で9,998人となっており、行為別にみると、深夜徘徊4,975人、喫煙3,803人が大半を占めています。

●福岡県久留米児童相談所及び市家庭子ども相談課に寄せられる児童虐待に関する相談は、平成18年度の344件をピークにやや減少し、平成20年度は214件の相談が寄せられています。

（6）子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度

●ニーズ調査結果によると、就学前児童を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率の高いサービスは「ブックスタート事業」（48.5%）、「子育て交流プラザ『くるるん』や信愛つどいの広場」（33.0%）等となっていますが、約２割の保護者がそれらのサービスを知らないという結果となりました。また、利用者のサービス満足度は、就学前児童を対象とした子育て支援サービスで全般的に高くなっています。

●ニーズ調査結果によると、小学生を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率の高いサービスは「校区チャレンジ子ども土曜塾」（24.2%）、「児童センター」（17.3%）となっていますが、一方でそれらのサービスを知らない保護者は２割を超えています。

（7）市の子育て環境に対する評価

●ニーズ調査結果によると、多くの市民が「久留米市で子どもを育てたい」と希望（就学前児童・小学生保護者の８割超、一般市民の７割超が希望）しており、前期計画策定時に比べてやや高まっています（前期計画策定時／就学前児童・小学生保護者、一般市民の６～７割強が希望）。

●市の子育て環境については、「小児医療体制」、「母子保健対策」、「保育・子育て支援サービス」、「事故・犯罪防止対策」、「子どもの体験活動」等に対する評価が高く、特に小児医療体制は７割の保護者が評価しています。一方、「やさしいまちづくり」、「経済的負担軽減」、「子育てと仕事の両立支援」等は評価が低い結果となりました。

●グループインタビューでは、相談・支援の場や親子の集い・遊び場が多い（増えた）ことや小児医療体制等に対する評価は高いが、就学前の支援施策に比べて、就学後の支援策が少ない等の指摘があがっています。

（8）子育て支援施策に対する要望

●ニーズ調査結果によると、市の子育て支援施策については、「経済的支援」や「事故・犯罪防止対策」「遊び場・機会の充実」等に対するニーズが高い結果となりました。
●グループインタビューでは、就学後の支援や教育の充実、相談窓口等の質の向上等に関するご意見・要望が多く出されました。

（9）これからの子育てに必要なもの

●ワークショップでは、これからの子育てに必要なものとして、障害のある子への理解促進やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者への支援、小学生が放課後に集まる場所の確保などのグループ発表が行われました。また、行政の全体の取り組みとして、縦割りではなく、全庁的な取り組みが必要ではないかとのご意見が出されました。

（10）前期計画の進捗状況・課題

●前期計画は、計画策定から５年経過しようとしていますが、各事業は、概ね順調に実施されています。一方で今後の課題として、行政側だけの視点ではなく、サービス利用者の視点に立った点検・評価や施策の実施が求められています（推進協議会）。
●中核市移行により健康づくり施策や保育サービス等の充実が図れましたが、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）など一部実施が困難な施策等があり、利用できる体制の整備が必要です（※「子育て短期支援事業」の内容は、22頁施策番号16・17参照）。
●子育て支援施策全般の情報が子育て家庭全体に届いておらず、今後の課題として情報提供の改善や工夫が求められています（グループインタビュー、ワークショップ、推進協議会）。
●計画全般に関わる課題として、目標の具体化（数値目標の設定）や、質的な評価の実施が求められています（グループインタビュー、推進協議会）。

※子ども・子育てに関する統計データ、ニーズ調査結果、グループインタビュー・ワークショップの結果については、79頁からの資料編をご参照ください。

第3章　計画の基本的な考え方

（1）基本理念

子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもは未来の「社会」を担う要であり、次代を形づくる様々な可能性や能力を秘めています。これらの力を存分に発揮するためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれて、心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが大切です。

本市では、このような視点のもと、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を目指して、前期計画を推進してきました。ニーズ調査結果によると、久留米市で子どもを育てたいと思う保護者は前期計画策定時に比べてやや増加しており、市民や地域の関係団体等との協働のもと、「子育ち」「子育て」しやすいまちづくりを推進することができたものと考えられます。

その一方で、子どもや子育てを取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、子育てについては、核家族化や都市化による地域関係の希薄化や子育ての孤立化、これに伴う保護者の子育て不安の増大や、児童虐待の増加、さらには、長引く景気低迷による経済的負担の増大や所得格差の拡大による子どもの貧困率の上昇等が課題となっています。

また、いじめ、非行や、ひきこもり・不登校等の青少年期の問題行動の増加や、発達障害等の子どもの育ちに関わる新たな課題の発生・深刻化、インターネットの普及に伴う有害情報の氾濫や子どもを狙った犯罪や子どもが加害者となる犯罪がおこるなど、子どもを取り巻く環境や課題は多様化しており、憂慮すべき現状です。

このような環境の中で、子どもの笑顔があふれるまちづくりを進めるためには、子どもの人権を尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障する「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」（※内容の詳細は119頁参照）に掲げる「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の４つの権利を社会全体で守っていくことが不可欠です。まず保護者が「親」としての自覚を持って、笑顔で子どもに接し、愛情を持って育てることが何よりも大切ですが、それとともに、地域（市民や地域団体等）や企業、行政などそれぞれが持つ機能を最大限に発揮し、社会全体が一体となって、「子育て」、「子育ち」の支援に取り組み、保護者をはじめすべての人が子育ての喜びと責任を分かち合える社会にしていく必要があります。そのためには、性別や年齢等に関係なく、お互いの個性や違いを認め合い、その能力を十分に発揮できるようにすることが大切です。

このような子どもの権利を守り、人権の尊重や男女共同参画の視点などを踏まえながら、社会

全体で子育て・子育ちを支援することで、久留米市が、子どものいきいきと明るい笑顔、子育ての喜びに満ちあふれた家族の笑顔、それらにやさしく手を差しのべる地域の笑顔、そんな笑顔に包まれたまちとなるように、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」をこの計画の基本理念として継承し、市民や地域の関係団体等と連携しながら、各種施策の推進を図ります。

（注）「子育ち」とは、親による「子育て」に対して、子ども自身が自ら育つことを指しています。

（2）基本的視点

子どもの権利条約の考え方をもとに、前期計画の基本的視点に、ニーズ調査等における市民ニーズや、国の後期計画策定指針等の考え方を踏まえて、以下の６つの基本的視点を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

①　子どもの幸せを最優先する

この計画上の施策の対象となるのは主に子ども自身であることから、計画の策定・推進にあたっては、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重します。

また、子どもの幸せのためには、子育てのすべてを肩代わりするのではなく、保護者の子育てに関わる様々な負担・不安を軽減し、保護者が喜びを実感しながら子育てできるよう支援することが必要です。

そこで、次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏まえ、各種施策・事業を進めるにあたっては、子育ての負担・不安等を軽減するという視点を重視して支援を行います。

②　次世代を育む親となるための支援に取り組む

子どもたちが、豊かな人間性を形成し、将来、自立して生活をすることができるよう、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視野に立って、人権尊重や男女共同参画の視点を踏まえながら、子どもの健やかな成長に向けて取り組みます。

また、多くの子どもは、保護者が自分を育ててくれた体験や育った環境などを通して、子育てについて学んでいきます。そのため、保護者への支援は、現状の子育て支援という観点だけでなく、次世代を育む親となるための支援という観点も重視して取り組みます。

③　すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会全体が協力して取り組むべき課題です。子どもは次代を担う大切な存在であり、「子育て・子育ち」が「孤育て・孤育ち」とならないように、家庭、地域、企業、行政等の様々な主体の協働により、すべての子どもと子育て家庭に対する支援に取り組みます。

「子育て家庭」と一言で言っても、核家族世帯や親・子・孫の三世代同居世帯、共働き世帯、保護者の一方だけが働いている世帯、母子家庭・父子家庭などのひとり親世帯、双子・三つ子などの多胎児がいる世帯、複数の子どもがいる多子世帯や障害のある子どもがいる世帯など、そのあり方は様々です。そこで、子育て家庭の状況は一律ではなく、様々な家庭があることを念頭に置き、個々の子どもや子育て家庭に応じた支援に努めます。

④　仕事と生活の調和の実現に社会全体で取り組む

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。

国の「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、「仕事と生活の調和の実現のための取り組みは、個々の企業の実情にあった効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本」としつつ、国や地方公共団体においても、企業等の取り組みの支援や、保育サービスの充実などの多様な働き方に対応した子育て支援のための基盤づくりに取り組むことを求めています。

このような国の方針を踏まえて、国や県と連携し、企業などの理解と協力を得て、男女がともに子育ての喜びと責任を分かち合いながら、子育てと仕事等のその他の活動を両立できる環境づくりに取り組みます。

⑤　利用者の視点にたってサービスの質を確保する

次世代育成支援対策として実施する各種サービスについては、利用者のニーズを踏まえて適切なサービス量を確保するとともに、サービスの質を確保することが大切です。

このため、保育士や各種相談員等のサービス従事者の資質向上を図るとともに、サービスの質の評価の観点から、サービス利用者の意見や満足度等を把握し、サービス内容の充実・改善につなげるためのしくみづくりに努めます。

⑥　地域特性を尊重した子育て支援を進める

人口・世帯や保護者の就労状況や自然・社会環境、子育て支援に関わる地域の取り組み状況等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、市内でも地域によって異なります。

このため、次世代育成支援対策の推進に際しては、可能な限りそれぞれの地域特性を尊重しつつ、バランスを考慮した施策の展開を図ります。

また、中核市移行に伴う県等からの事務権限委譲により、保育所の設置認可・指導監査や母子寡婦福祉資金の貸付など、子ども・子育て関連施策についても、市の権限で対応できる範囲が拡大したことや、保健所機能の活用など中核市としてのメリットを活かした久留米市らしい独自の取り組みの展開に努めます。

（3）基本目標

基本理念を実現するために、基本的視点に基づき、以下の４つの基本目標を柱として、具体的な施策を推進します。

①　安心して子育てできる環境づくり

子どもが笑顔にあふれた幸せな子ども時代を送るためには、子育ての第一義的責任を有する保護者が、子育ての喜びを実感し、安心していきいきと子育てできる環境が必要です。

核家族化の進行や共働き世帯の増加等に伴い、保育サービス等の利用は増加しており、保護者の就労形態の多様化等により求められるサービスの内容も多様化しているため、さまざまなニーズに対応できる保育サービス等の充実を図ります。

また、家庭や地域の子育て力の低下等により、孤立した中で子育てに対して大きな不安を抱えている家庭が増加しており、児童虐待の一因となっているとの指摘もあります。このため、子育て交流プラザや地域子育て支援センター等での情報提供・相談支援の充実や虐待防止のためのネットワークの強化等に取り組み、子育て不安の軽減や児童虐待防止対策の推進を図ります。

あわせて、地域の関係団体等との連携のもと、保護者が身近な地域で交流できる場づくりや、地域等で子育てを支える活動の促進を図り、子育ての孤立化防止に努めます。

さらに、ひとり親家庭や障害のある子どもを育てている家庭等、よりきめ細かな配慮を必要とする家庭への支援や、子育てと仕事の両立の推進、子育てに関わる経済的負担の軽減等に努め、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めます。

②　子どもが健やかに育つ環境づくり

「健康」はよりよい生活を送るための大切な基盤であり、子どもが心身ともに健やかに成長することは、子ども自身やその保護者にとって大切なことです。また、次代を担う子どもが健康に成長することは、地域社会の将来のためにも大変重要です。

母子保健等の健康づくり施策については、中核市移行に伴う保健所設置等により、充実を図っており、今後も、地域の医療機関や健康づくり関係団体等と協働して、この保健所機能を最大限に活かしながら、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでの一貫した親子の健康づくり支援に取り組むとともに、食育などの推進や思春期の子どもへの性教育・薬物使用の危険性などに対する理解の促進、心の健康づくりの支援などに取り組みます。

また、本市の小児医療体制は、保護者に高く評価されていることから、今後も医師会等との連携のもと、小児医療体制の確保に努めます。

③　子どもの生きる力を育む環境づくり

次代を担う子どもが個性と創造力を発揮し自立した人間に成長するためには、自分で課題を見つけ主体的に問題を解決する力や、他人を思いやる心・感動する心など心豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を幼少期から育み、子どもの個性や可能性を伸ばすことが必要です。

このため、「久留米市教育改革プラン」に基づき、確かな学力の向上や豊かな人間性の育成などを含め、様々な創意工夫を活かした魅力ある学校教育環境づくりにさらに取り組むとともに、地域住民との協働により、地域ぐるみで子どもの育ちを育む施策の充実に努めます。

また、子どもの教育については、昨今、インターネット等による有害情報の氾濫や、ひきこもり、不登校等の問題や発達障害等の子どもの育ちに関わる新たな課題等が指摘されています。このような自立に困難を抱える子どもに対しても、家庭、学校、地域、行政等が連携して支援の充実に努めます。

さらに、次代の親を育むという観点から、小・中学校において、子どもを生み、育てることの意義や家庭の大切さなどの理解の促進を図ります。

④　子育て・子育ちにやさしい環境づくり

子どもとその保護者が安全かつ快適に暮らすためには、生活環境の整備が不可欠です。

ニーズ調査結果によると、子育てにやさしいまちづくりに対するニーズは依然として高いことから、子どもや子育て家庭に配慮した住環境の整備に努めるとともに、安全な道路・交通環境の整備や、人にやさしいまちづくりなどの安心して安全に外出できる都市環境の整備を進めます。

また、都市化に伴う交通事故の増加や、子どもが被害者となる犯罪の増加・重大化に伴い、子どもの安全確保に対する保護者のニーズも高まっています。このため、地域住民との協働により、子どもの交通安全や防犯対策の充実を図ります。

（4）計画の体系

※【　】は各施策分野の主な施策

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策	施策の方向	
子どもの笑顔があふれるまちづくり	子どもの幸せを最優先する 次世代を育む親となるための支援に取り組む すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える 仕事と生活の調和の実現に社会全体で取り組む 利用者の視点にたってサービスの質を確保する 地域特性を尊重した子育て支援を進める	基本目標１ 安心して子育てできる環境づくり	（1）保育サービス等の充実（１９頁～）	①保育サービスの充実 ②子育て支援サービスの充実	【№1　通常保育事業、№6　学童保育所事業　等】 【№13　病児・病後児保育事業、№19　エンゼル支援訪問事業　等】
			（2）子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進（２３頁～）	①子育てに関する情報提供・相談体制の充実 ②家庭教育への支援の充実 ③児童虐待防止対策の推進	【№21　地域子育て支援センター事業、№26　子育て関連情報誌　等】 【№35　ブックスタート事業、№36　各種家庭教育学級　等】 【№39　児童虐待防止ネットワーク　等】
			（3）地域での交流の場づくりや子育てを支える活動の促進（２８頁～）	①保護者同士の交流の促進 ②地域の子育て支援活動の促進	【№45　つどいの広場事業、№46　子育てサークル育成・支援　等】 【№51　地域子育て支援組織（すくすく子育て委員会）　等】
			（4）きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援（３１頁～）	①ひとり親家庭の自立支援の推進 ②障害のある子どもと保護者への支援 ③その他配慮を必要とする子どもや家庭への支援	【№54　母子父子家庭等相談、№59　母子自立支援プログラム策定　等】 【№73　特別支援学級の設置、№80　発達障害についての情報提供　等】 【№98　社会的養護に関する啓発の実施　等】
			（5）子育てと仕事の両立の推進（３７頁～）	①子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進 ②子育てと仕事の両立支援	【№101　仕事と家庭の両立支援モデル事業所表彰　等】 【№103　就職支援のための啓発講座　等】
			（6）子育てに関わる経済的負担の軽減（４０頁～）	①各種手当等の支給 ②保育料・教育費の負担軽減	【№105　子ども手当、№106　乳幼児医療費助成　等】 【№107　保育料の軽減、№110　各種奨学金の支給　等】
		基本目標２ 子どもが健やかに育つ環境づくり	（1）親子の健康づくり支援（４２頁～）	①妊娠・出産に対する支援の充実 ②乳幼児の健康づくり支援の充実	【№111　妊婦健康診査、№112　母子健康手帳の交付　等】 【№120　乳幼児健康診査、№122　予防接種の実施　等】
			（2）思春期の健康づくり支援（４５頁～）	①健康教育の充実 ②心身の健康づくりに関する相談・支援の充実	【№130　食育の推進、№134　小・中学校での薬物乱用防止教育　等】 【№136　心の教育の推進、№140　ヤングテレホン相談　等】
			（3）小児医療の充実（４７頁）	①小児医療体制の充実	【№142　小児救急医療事業の実施　等】
		基本目標３ 子どもの生きる力を育む環境づくり	（1）次世代を育む親となるための支援（４８頁～）	①男女がともに関わる子育てなどの推進 ②子育て体験の充実	【№145　男女がともに関わる子育ての啓発　等】 【№146　乳幼児ふれあい体験事業　等】
			（2）教育環境の充実（５０頁～）	①幼児教育の充実 ②学校教育の充実 ③不登校などに関する相談・支援の充実	【№148　幼児教育の研究・啓発、№151　幼保小連携体制の充実　等】 【№153　特色ある学校づくり、№160　福祉教育　等】 【№169　不登校児童対策事業（適応指導教室らるご久留米）　等】
			（3）子どもの育ちを育む施策の充実（５５頁～）	①子どもの居場所づくりの推進 ②多様な体験活動の充実 ③いじめ・非行等に対する対策の充実	【№172　校区チャレンジ土曜塾、№173　地域子ども育成事業　等】 【№181　よか余暇たのしか塾、№186　指導ボランティア育成　等】 【№192　街頭巡回指導、№196　問題を抱える少年の立ち直り支援　等】
		基本目標４ 子育て・子育ちにやさしい環境づくり	（1）子育てに配慮した生活環境の整備（５９頁～）	①子育てにやさしい住環境の整備 ②安心・安全な道路・交通環境の整備 ③安心・安全に外出できる環境の整備	【№197　市営住宅等建替事業、№200　地域優良賃貸住宅助成事業　等】 【№206　バリアフリー歩行空間ネットワークの整備　等】 【№210　「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進　等】
			（2）子どもの安全確保（６２頁～）	①交通安全対策の充実 ②防犯対策の充実	【№212　交通安全教育　等】 【№216　防犯情報ネットワーク、№220　地域防犯活動　等】

（5）計画の重点施策の設定

本計画では、各基本施策ごとに重点的に取り組む施策の取り組み内容とその目標を「重点施策」として設定し、取り組みを進めます。

基本目標	基本施策	重点施策
基本目標１ 安心して子育てできる環境づくり	（1）保育サービス等の充実	◆保育施設整備等により待機児童をなくすとともに、夜間保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。
	（2）子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進	◆専門機関（市・県・医療・保健などの団体）との連携を強化し、児童虐待防止ネットワーク機能の強化を図ります。
	（3）地域での交流の場づくりや子育てを支える活動の促進	◆子育てサークル・ボランティアを育成し、地域で子育てを支える環境づくりを進めます。
	（4）きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援	◆母子家庭の自立のため、就労支援を行います。 ◆障害児に対する一貫した支援を行うための機能について整備を図ります。
	（5）子育てと仕事の両立の推進	◆父親と母親がともに子育てを行うよう、子育てと仕事の両立の啓発に努めます。
	（6）子育てに関わる経済的負担の軽減	◆手当の支給や保育料等への助成を行い、子育てに関わる経済的負担の軽減に努めます。
基本目標２ 子どもが健やかに育つ環境づくり	（1）親子の健康づくり支援	◆乳幼児の健全な発育発達を促進するため、対象者全員の乳幼児健康診査の受診を目指します。
	（2）思春期の健康づくり支援	◆心身の健康づくりのために、相談・支援体制の充実を図ります。
	（3）小児医療の充実	◆医師会や関係機関との連携のもと、夜間（準夜帯）の小児救急医療体制を確保します。
基本目標３ 子どもの生きる力を育む環境づくり	（1）次世代を育む親となるための支援	◆中・高生等のふれあい体験を充実することにより、次世代を育む親となるための支援を行います。
	（2）教育環境の充実	◆学校や地域、関係機関等と連携し、不登校対策の強化を図ります。
	（3）子どもの育ちを育む施策の充実	◆児童センターや青少年学校外活動の参加促進を図り、子どもの遊び場・居場所づくりを推進します。
基本目標４ 子育て・子育ちにやさしい環境づくり	（1）子育てに配慮した生活環境の整備	◆「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進や安全で快適な歩行空間整備により、子育てに配慮した生活環境の整備を図ります。
	（2）子どもの安全確保	◆交通安全や防犯意識の啓発を図り、子どもの安全確保に努めます。

第２部　基本計画

第1章　安心して子育てできる環境づくり

（１）保育サービス等の充実

基本方針

少子化が進み子どもの数は少なくなっていますが、核家族化の進行や、昨今の経済状況の悪化等に伴う共働き世帯の増加、ひとり親家庭の増加等により、通常保育をはじめとした保育サービスや各種子育て支援サービスの利用は増大しています。また、保護者の就労形態や就労時間等もさらに多様化しており、必要とされるサービスのあり方も多様化してきています。

このような状況を踏まえ、本市では、通常保育や学童保育の定員増や保育施設整備等による保育サービスの充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業やエンゼル支援訪問事業等の各種子育て支援サービスの充実に努めてきました。

ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者の過半数は、保育サービスや子育て支援サービスが利用しやすいと感じており、保育サービス等については利用者から一定の評価を得ているものと考えられます。

ただし、一方では、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）等の利用が少ないサービスもあり、これらのサービスについては、利用しやすい体制づくりや、広報等による利用促進を図る必要があります。

ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者の約４割の母親が働いていませんが、そのうちの約３割がすぐにでも、もしくは１年以内の就労を希望するなど、保育サービス・子育て支援サービスに関する潜在的なニーズは少なくなく、今後もサービス利用の増大が見込まれます。また、量的整備だけでなく、質の確保についてもさらなる充実が求められています。

このため、子どもの幸せを第一に考えつつ、保護者のニーズの増大・多様化に対応できるよう、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえながら、保育・子育て支援サービスについてより一層の充実を図ります。

施策の方向

①　保育サービスの充実

■延長保育や夜間保育、休日保育等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

■よりよい保育サービスを提供するため、新たな保育所保育指針等を踏まえながら、保育環境の整備や保育士研修等を行い、保育サービスの質の向上を図ります。

《具体的施策》

◆数値目標等については、特に明示がない限り、「現状（平成21年度）」⇒「目標（平成26年度）」を表す。

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
1	通常保育事業の充実	保護者が日中就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で適切に保育するため、待機児童を発生させないように、入所希望状況などに応じた受入に努めます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：7,180人／日　⇒　7,450人／日	児童保育課
2	延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制整備に努めます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：2,818人／日　⇒　3,400人／日 実施か所数：51か所　⇒　57か所	児童保育課
3	夜間保育事業の推進	許可保育所において、夜間帯（20時－22時）のニーズに対応するため、夜間保育を実施します。 ◆数値目標◆ 受入可能数：（未実施）　⇒　30人／日以上 実施か所数：（未実施）　⇒　１か所以上	児童保育課
4	休日保育事業の充実	日曜日・祝日に保護者が就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で受け入れており、今後も利用者の動向を踏まえた事業の展開を図ります。 ◆数値目標◆ 受入可能数：50人／日　⇒　60人／日 実施か所数：３か所　⇒　４か所	児童保育課
5	認定こども園制度の活用	保育所機能と幼稚園機能を併せ持ち、地域での子育て支援も行う施設である認定こども園を活用し、多様化する教育・保育ニーズへの対応に努めます。	児童保育課
6	放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）の充実	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供しています。今後も、利用者の動向等を踏まえながら、未設置の校区や老朽化・狭隘化した施設等の整備を行っていきます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：3,140人／日　⇒　3,580人／日 放課後児童クラブ数：50か所　⇒　59か所	学　務　課
7	第三者評価制度の充実	第三者による客観的な評価制度の実施により認可保育所における良質な保育サービスの提供に努めます。 ◆数値目標◆ 公立保育所での第三者評価実施か所数：２か所　⇒　10か所	児童保育課
8	保育士（認可保育所）研修の実施	認可保育所において、人権教育を含めた保育士研修を実施し、保育士の資質や指導力の向上を図ります。 ◆数値目標◆ 保育士研修参加人数：3,145人　⇒　計画期間内延べ16,000人	幼児教育研究所

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
9	人権を大切にする心を育てる保育の推進	子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育むため、久留米市保育要領等を基本に、人権を大切にする心を育てる保育を推進します。	児童保育課
10	保育所施設の整備充実	就学前児童の安全かつ適切な保育環境の充実を図るために、老朽化・狭隘化した公立保育所の整備・改修等や、民間保育所の改築等の際の支援などを行います。	児童保育課
11	園児と地域住民との交流の促進	高齢者や異年齢児間の交流を図るため、各保育所や地域の状況に応じた事業の展開を促進します。 ◆数値目標◆ 実施か所数：29か所　⇒　35か所	児童保育課
12	民間保育所等への支援	私立の認可保育所や届出保育施設等の保育サービス充実と経営の安定化を図るため、運営費等の支援を行います。	児童保育課

②　子育て支援サービスの充実

■病児・病後児保育や子どもの一時預かり事業等の一時預かり型の子育て支援サービスについて、利用しやすいしくみづくりに取り組むとともに、利用促進を図ります。

■ファミリー・サポート・センター事業やエンゼル支援訪問事業等の利用促進を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
13	病児・病後児保育事業の充実	病中及び病気回復期にある児童を病院等において預かる病児保育デイサービスを実施しています。今後も地域ニーズを踏まえ、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度検討を行います。 ◆数値目標◆ 受入可能数：10人／日　⇒　15人／日 実施か所数：２か所　⇒　３か所	児童保育課
14	子どもの一時預かり事業の充実	普段、家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育しています。今後も利用者のニーズや地域バランス等を踏まえた事業展開を図ります。 ◆数値目標◆ 受入可能数：130人／日　⇒　213人／日 実施か所数：26か所　⇒　26か所以上	子育て支援部
15	特定保育事業の推進	保護者のパート就労等により、家庭での保育が困難な就学前の児童に対して、週２～３日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育の実施を検討します。	児童保育課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
16	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童養護施設等で夜間に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行っており、利用意向がある場合に利用できるよう、今後も継続して実施していきます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：５人／日　⇒　継続する 実施か所数：１か所　⇒　継続する 利用件数：０件　⇒　10件	児童保育課
17	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間（１週間程度）児童を預かっており、今後も利用状況に応じた受入施設の確保に努めていきます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：10人／日　⇒　継続する 実施か所数：２か所　⇒　継続する 利用件数：２件　⇒　10件	児童保育課
18	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が相互に会員となり、保育所等への送迎や外出時における子どもの一時預かりなどの子育てに関する会員間の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター」を、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度に向けた検討を行います。 ◆数値目標◆ 会員数：805人　⇒　1,200人 活動件数：2,496件　⇒　3,000件	子ども育成課
19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。 ◆数値目標◆ エンゼル応援隊年間延べ派遣回数：636回　⇒　820回	児童保育課
20	催事開催時の託児サービスの実施	市が主催・共催する催事について、子育て中の保護者が参加しやすいよう、開催時間帯や曜日の設定に配慮するとともに、開催時に託児サービスを実施します。	全部局

（2）子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進

基本方針

核家族化や都市化の進行は、子育て家庭の孤立化（孤育て）や子育て力の低下、地域の子育て支援機能の低下などを招いており、このような傾向は近年さらに強まっているとの指摘があります。

ニーズ調査結果においても、多くの保護者が子育ての喜びを感じている一方で、子育てに困難を感じることがあると回答しています。また、虐待をしているのではないかと感じている人も２割程度います。子育てに悩みや心配はつきものですが、子育てに対する強い不安は児童虐待発生の危険性を高めるとともに、子どもの育ちに大きな影響を及ぼし、思春期の問題行動など長期的な問題の引き金となることも指摘されており、保護者に対する適切な支援が必要です。

このような観点から、本市では、保護者の子育て不安の軽減を図るため、地域子育て支援センターやこんにちは赤ちゃん事業等の相談・支援窓口の拡充や、子育て便利マップ等のさまざまな媒体や機会を活用した子育て情報の提供に努めてきました。グループインタビュー等においては、子育て相談・支援窓口が多くあることが評価されていますが、このような相談の場につながらない家庭に対する支援や、相談窓口の利便性の向上、相談対応者の資質向上等が求められています。このため、子育てに関する相談・支援体制の充実や、子育てに関する情報提供、家庭教育への支援の充実などを図ります。

また、児童虐待は児童福祉法の改正等により社会の関心が高まるとともに、相談件数も増加しており、福岡県久留米児童相談所や市家庭子ども相談課にも併せて年間300件前後の児童虐待関連の相談がよせられています。本市では、このような状況を鑑み、平成17年度に「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域の保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関の連携強化を図り、児童虐待防止対策の推進に努めてきました。

児童虐待の背景には、子育て不安をはじめ、家庭の経済状況や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）などの様々な問題が複雑にからんでいることが指摘されています。今後も、子どもの人権を守ることを基本とし、児童虐待にかかわるさまざまなケースに迅速かつ適切に対応できるよう、地域協議会を中心に、関係機関との連携強化や関係者の資質向上を図り、虐待の早期発見・早期対応から、保護・支援・アフターケアに至るまでの被虐待児・保護者への一貫した支援を充実し、児童虐待の防止に努めます。

施策の方向

①　子育てに関する情報提供・相談体制の充実

■地域バランス等を考慮しながら地域子育て支援センターなどの子育て支援拠点事業の整備に努めるとともに、保育所の地域開放を推進し、身近な地域での情報提供・相談体制づくりを進めます。

■子育て情報誌やホームページ等の各種媒体を活用した情報提供はもとより、講演会や子育てフォーラム等の機会を活用した情報提供の充実を図ります。
■子育て支援総合コーディネーターの配置や子育て支援団体ネットワークづくり等により、子育て支援に関連する様々な情報を一元的に集約・提供するとともに、関係団体が連携して子育てに関する問題に対処できる仕組みづくりを進めます。
■こんにちは赤ちゃん事業や子育てに関わる各種相談事業、母子保健事業等の様々な機会を活用し、子育てに関する情報提供・相談対応を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
21	地域子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の各種子育て支援事業を行っており、今後も利用しやすいセンターとなるよう事業の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 地域子育て支援センターサロンの利用者数：38,388人 ⇒ 40,000人 実施か所数：８か所 ⇒ ９か所	児童保育課
22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	第２子以降の生後４か月までの乳児がいる家庭をスタッフが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。 ◆数値目標◆ 訪問率：98% ⇒ 100%	子ども育成課
23	保育所の地域開放の促進	保育所に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。 ◆数値目標◆ 年間延べ参加者数（公立）：2,514人 ⇒ 4,022人 実施か所数：42か所 ⇒ 51か所	児童保育課
24	子育て支援全般の情報提供の充実	多岐にわたる子育て関連情報を効果的・効率的に情報提供できる仕組みを研究し、子育て支援サービスの利用の促進につながるよう、子育て支援全般の情報提供の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 主な子育て支援サービスの認知度（知らないの割合）： ・ファミリー・サポート・センター事業：39.5%（20年度） ⇒ 30%以下 ・エンゼル支援訪問事業：31.7%（20年度） ⇒ 20%以下 ・地域子育て支援センター事業：19.3%（20年度） ⇒ 15%以下	子ども育成課
25	久留米市ホームページや広報紙等での子育て関連情報の提供	久留米市ホームページや広報紙での特集掲載、チラシ・パンフレット等で子育て関連情報を提供し、内容の充実に努めます。	子育て支援部健康推進課
26	子育て関連情報誌の発行	各種手続きや保育・教育関連の事業、関連施設に関する情報等を記載した子育て情報誌「くるめ 子育て便利マップ」などを発行します。 ◆数値目標◆「くるめ 子育て便利マップ」の配布数：9,000冊 ⇒ 12,000冊	子ども育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
27	子育てに関する講演会の開催	保護者の子育てに伴う不安や悩みを解消・軽減するために、保育・教育・医療等の専門家による講演会等を開催します。	子育て支援部
28	子育てフォーラムの開催	次世代育成支援啓発推進のためのフォーラムを市民とともに開催し、家庭をはじめ地域、企業など社会全体で子育て支援に取り組んでいける基盤作りを目指します。 ◆数値目標◆ 延べ参加者数：2,144人　⇒　2,300人	子ども育成課
29	子育て支援総合コーディネーターの配置	子育て支援総合コーディネーターを配置し、様々な子育て関連情報を一元的に把握し、利用者に的確なアドバイスを行うとともに、子育て家庭に対するサービスの利用援助等の支援を行います。	子ども育成課
30	子育て支援団体（サークル等）のネットワーク化の推進	多様化する市民のニーズに的確に対応するため、子育てに関係する団体（サークルやボランティアグループ等）のネットワーク化に努めます。	子ども育成課
31	子どもや家庭に関する相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、家庭児童相談に携わる職員の資質の向上を図ります。	家庭子ども相談課
32	各種子育て相談の充実	保健・福祉・教育等に関する行政の窓口をはじめ、保育所や地域子育て支援センター、子育て交流プラザ「くるるん」等の関係機関において、電話や窓口等で子育ての相談に対応します。	子育て支援部
33	母子保健事業を活用した子育てに関する情報提供・相談	母子健康手帳交付時や乳幼児健診などの母子保健事業の機会を活用し、子育てに関する情報提供や相談対応を行います。	健康推進課
再掲19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の実施	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。	児童保育課

②　家庭教育への支援の充実

■子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。

■各種講座等の開催にあたっては、男女がともに取り組む子育てなどの視点を踏まえるとともに、男女がともに学べる企画づくりや参加しやすい日時設定等に配慮します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
34	各種子育て教室の開催	主に乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する教室・講座を開催し、子育て不安の軽減と仲間づくりを支援します。なお、開催にあたっては、男女がともに子育てに取り組むなどの視点を踏まえていきます。	子育て支援部 健康推進課
35	ブックスタート事業の実施	生後４か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、読書を介した親子のふれあい促進を図るため、本の読み聞かせに関する講座を実施します。また、保護者間の交流や育児相談の時間を設け、子育て不安の解消などに努めます。 ◆数値目標◆ ブックスタート事業への参加率：51.5%　⇒　58%以上	中央図書館
36	各種家庭教育学級の開催	学校や地域のコミュニティセンター等の関係機関との連携のもと、主に小・中学生の保護者を対象に、家庭教育に関する講座や講演会を開催します。なお、開催にあたっては、男女がともに子育てに取り組むなどの視点を踏まえていきます。	生涯学習推進課 青少年育成課
37	家庭教育に関する情報提供及び支援	子どもの成長に応じた啓発冊子等により家庭教育に関する情報を提供します。また、地域の青少年育成団体などが実施する家庭教育の啓発に関する講演会などへの支援を行います。	幼児教育研究所 青少年育成課

③　児童虐待防止対策の推進

■児童虐待に対する市民の関心を高め、その防止・早期発見につなげるため、児童虐待防止法の周知等の啓発を行います。

■児童虐待の発生予防から早期発見、発見後の被虐待児及び保護者に対する支援等、児童虐待に対する総合的な対応を図るため、「久留米市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童虐待防止ネットワークの充実や関係者の資質向上を図ります。

■児童虐待や子育て不安に関する相談事業を行うとともに、庁内の保健・福祉・保育・教育等の関連部局間の連携を強化し、虐待の早期発見・対応を図ります。

■子どもの目の前で配偶者等への暴力（ドメスティック・バイオレンス）が行われる等、子どもへの被害が間接的なものについても児童虐待に含まれることから、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者からの相談への対応や一時保護などの支援を行います。

■虐待を受けた子どもに対する支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
38	児童虐待防止に関する啓発	市広報紙やパンフレットなどの様々な媒体を活用して児童虐待防止法等に関する情報を提供し、市民の児童虐待防止に対する関心を喚起します。 ◆数値目標◆ 通告義務の認知度：－％　⇒　50％以上 通告窓口の認知度：－％　⇒　50％以上	家庭子ども相談課
39	児童虐待防止ネットワークの充実	虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政をはじめ、医療・保健・福祉・教育関連団体や、警察、福岡県（久留米児童相談所）等の専門機関との連携による児童虐待防止ネットワーク（久留米市要保護児童対策地域協議会）の充実を図ります。	家庭子ども相談課
40	児童虐待防止ネットワーク関係者への研修の充実	児童相談関係職員研修などを活用し、児童虐待防止に関連する関係者への研修の充実を図ります。	家庭子ども相談課
41	民生委員・児童委員、主任児童委員による児童虐待防止対策の推進	民生委員・児童委員や主任児童委員による、児童虐待や子育てに関する地域での相談･援助活動の充実に努めます。	地域福祉課 家庭子ども相談課
42	母子保健事業を活用した虐待の早期発見・予防	乳幼児健診や訪問指導等の母子保健事業の機会を活用し、虐待の早期発見や子育て不安の軽減による虐待予防に取り組みます。	健康推進課
再掲31	子どもや家庭に関する相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、家庭児童相談に携わる職員の資質の向上を図ります。	家庭子ども相談課
再掲32	各種子育て相談の充実	保健・福祉・教育等に関する行政の窓口をはじめ、保育所や地域子育て支援センター、子育て交流プラザ「くるるん」等の関係機関において、電話や窓口等で子育ての相談に対応します。	子育て支援部
43	緊急一時保護の実施	様々な事由により、緊急に保護する必要のある母子を一時的に保護します。	家庭子ども相談課
44	虐待を受けた子どもへの支援	暴力被害を受け、心に傷を負った子どもが、本来持っている力を取り戻すための支援を行います。	家庭子ども相談課
再掲19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。	児童保育課
再掲22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	第２子以降の生後４か月までの乳児がいる家庭をスタッフが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子ども育成課

（3）地域での交流の場づくりや子育てを支える活動の促進

基本方針

子育ての孤立化防止や不安の軽減のためには、専門的な相談・支援窓口があることも大切ですが、同じ悩みを持つ保護者同士で悩みを分かち合うことが、不安や悩みの解決のための重要な手段となっており、身近な地域での保護者同士の交流を進めることも大切です。

本市では、このような保護者同士の交流の場として、子育て交流プラザ「くるるん」や信愛つどいの広場等の整備を進めるとともに、子育てサークル等の自主活動への支援に取り組んでおり、今後も地域の関係団体等と連携して身近な地域での交流の場づくりに努めます。

また、子育ての基本は家庭にありますが、全てを家庭だけで行うことはできません。地域で子育て家庭を見守り、必要に応じて支援していくことが重要であり、ニーズ調査結果によると、多くの保護者が地域の人が何らかのかたちで子育てに関わってくれることを期待しています。

このような保護者のニーズに対応するため、本市では、校区ごとに「すくすく子育て委員会」の設置を進めており、平成21年現在、29校区でサロン活動等の子育て支援の取り組みが展開されています。

今後も地域の関係団体等と連携して、すくすく子育て委員会等の地域を主体とした子育て支援活動の促進を図るとともに、市民の子育て支援意識の醸成や子育てボランティアの育成に取り組み、地域で子育てを支える環境づくりを進めます。

施策の方向

①　保護者同士の交流の促進

■子育て交流プラザ「くるるん」や地域子育て支援センター、つどいの広場等において、保護者同士の交流を進めます。

■子育てサークルの育成及び活動支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
45	つどいの広場事業の推進	主に就学前児童の保護者を対象に、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行うため、地域バランス等を考慮しながら事業展開を図っていきます。 ◆数値目標◆ 子育て交流プラザ「くるるん」利用者数： 48,959人　⇒　54,000人 信愛つどいの広場利用者数：3,980人　⇒　6,300人 実施か所数：２か所　⇒　８か所	子ども育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲21	地域子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の各種子育て支援事業を行っており、今後も利用しやすいセンターとなるよう事業の充実を図ります。	児童保育課
再掲23	保育所の地域開放の促進	保育所に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。	児童保育課
46	子育てサークルの育成・支援	各種子育て講座等を活用して子育てサークルの育成を図り、地域での子育てを支える環境づくりを進めます。また、情報や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行います。 ◆数値目標◆ 子育てサークル登録団体数：86団体　⇒　100団体	子ども育成課
47	子育て支援基金の活用	子育て支援基金を活用し、子育て支援グループや子育てサークルの活動に対して助成を行います。	子ども育成課
48	子どもに関する団体の育成・支援	子ども会育成会等の社会教育団体を支援し、保護者同士の交流の促進を図ります。	生涯学習推進課

②　地域の子育て支援活動の促進

■地域における子育て支援に関する広報啓発等により、子育てに対する理解・協力意識の醸成を図ります。

■すくすく子育て委員会や、子育て支援ボランティア等の育成及び活動支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
49	広報紙等の活用や講演会の開催による子育て支援意識の啓発	市広報紙、啓発冊子等の活用や子育て支援に関する講演会を開催し、子育て支援意識の啓発に努めます。	子育て支援部
50	えがお子育て大賞の実施	市民が子育てに関心をもち、子育て支援の輪が広がり、地域や社会全体で子育てを支援していくために、子育て支援に取り組む施設や団体などを表彰します。	子ども育成課
51	地域子育て支援組織（すくすく子育て委員会等）の充実	小学校区において、民生委員・児童委員、主任児童委員等を中心に地域の関連団体などとの連携により、地域で子育て支援に取り組む組織（すくすく子育て委員会等）の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 校区サロン利用者数：12,194人　⇒　13,000人 組織数：29か所　⇒　31か所	子ども育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
52	子育て支援ボランティアの育成・支援	関係団体と連携して養成講座等を開催し、子育て支援ボランティアの育成を図るとともに、活動の場の提供等の活動支援を行います。また、情報交換やネットワークづくりなどを支援するため市民活動サポートセンター等での情報収集・発信等の支援を行います。 ◆数値目標◆ 子育てパートナー登録者数：81人 ⇒ 計画期間内延べ200人	市民活動振興室 子ども育成課
再掲47	子育て支援基金の活用	子育て支援基金を活用し、子育て支援グループや子育てサークルの活動に対して助成を行います。	子ども育成課
53	多世代交流コミュニティづくり事業の実施	ほっとステーション・マリア（一番街プラザ）を中心に、中心市街地における子育て支援策の調査研究およびモデル事業を実施します。	まちなか再生室

（4）きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

基本方針

近年の離婚の増加に伴い、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭が急増しています。母子家庭は、就労や経済面で困難を抱える家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業支援等の総合的な自立支援対策の推進が必要です。一方、父子家庭では、家事と仕事の両立等の生活面での問題や相談相手がいないなどの問題を抱える家庭が多く、日常生活面での支援や利用できるサービス等についての情報提供や相談が必要とされています。

本市では、このようなひとり親家庭の抱える課題を考慮し、各種手当の支給や医療費の助成等の経済的支援の充実を図ったほか、母子家庭の母に対する高等技能訓練促進費の拡充など、自立支援の取り組みを進めています。

また、障害のある子もない子も同じ地域でともに育つことができる環境づくりも子育て支援策として重要な課題です。本市では、平成18年度に「久留米市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害のある子どもやその保護者に対する支援の充実に努めてきましたが、近年、発達障害に関する相談等が増加しており、相談施設等の整備も含めた支援事業の拡充が求められています。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭などに対する支援の充実を図ります。

このほかにも、きめ細かな配慮を必要とする子どもや家庭への支援として、児童養護施設や里親制度など社会的養護を必要とする子どもに対する理解促進など支援体制構築に向けた環境づくりに取り組むとともに、双子・三つ子などの多胎児のいる家庭への支援に努めます。

施策の方向

①　ひとり親家庭の自立支援の推進

■ひとり親家庭の子育てや生活全般に関わる相談・情報提供の充実を図ります。

■ひとり親家庭の自立を支援するため、生活支援や経済的支援、就労支援の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
54	母子・父子家庭等の相談の実施	母子自立支援員等により、母子家庭や父子家庭等の自立に必要な助言・指導や相談対応を行います。	家庭子ども相談課
55	雇用奨励金制度の活用	母子家庭の母親等の就労を支援するため、母子家庭の母親等を雇い入れた事業主に対して、奨励金を支給します。	労政課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
56	母子家庭への就労支援	母子自立支援員により、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携しながら、就労のための情報提供などを行います。 ◆数値目標◆ 就業・自立支援センターにおける就職率：87.7%　⇒　90%以上	家庭子ども相談課
57	高等技能訓練促進費事業の実施	母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等技能訓練促進費を支給します。 ◆数値目標◆ 受給者の就職率：83%　⇒　90%以上	家庭子ども相談課
58	自立支援教育訓練給付金事業の実施	母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市における職業相談を通じて、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講し職業能力の開発を行う者に対して教育訓練終了後、給付金を支給します。	家庭子ども相談課
59	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に母子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携し、就労支援を行います。 ◆数値目標◆ プログラム策定対象者の就職率：37.5%　⇒　90%以上	家庭子ども相談課
60	単親家庭家事援助の実施	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、義務教育終了前の児童を養育するひとり親家庭に対して、炊事・洗濯・掃除などを行う家事援助者を派遣します。	家庭子ども相談課
61	母子世帯の市営住宅への優先入居	住居に困っている母子世帯に対し、専用の募集枠を設け、市営住宅の提供を行います。	住宅課
62	母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設において、母子家庭の母親と児童をともに保護し、生活、教育、就職等の自立に向けた支援を行います。	家庭子ども相談課
63	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭の母親等に手当を支給します。	家庭子ども相談課
64	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成します。	医療・年金課
65	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦家庭に対して、技能習得や就職支度に関する資金をはじめとする12種類の各種資金貸付を行います。	家庭子ども相談課
66	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	ひとり親家庭の就労支援、育児負担の軽減のためファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。 ◆数値目標◆ 助成利用者数：２人　⇒　20人	家庭子ども相談課
67	母子寡婦福祉団体の育成・支援	母子寡婦福祉会などの母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている福祉団体の育成を図り、母子寡婦の福祉向上をめざした活動を支援します。	家庭子ども相談課

②　障害のある子どもと保護者への支援

■「久留米市障害者計画・障害福祉計画」に基づく、総合的・計画的な施策の推進を図り、障害のある子どもと保護者などへの支援を行います。

■障害の原因となる疾病等の早期発見・早期療育体制、及び障害のある子どもの保育や教育に関する相談体制の充実を図ります。

■障害のある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。

■LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障害の子どもに対し、適切な支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
68	障害児に対する一貫した支援の推進	医療・福祉・教育等の関連分野が連携し、障害の早期発見からその後の就学、就労に至るまでの支援のあり方などについての検討を行い、一貫した支援を行うための機能についての整備を図ります。	障害者福祉課
69	発達支援事業の充実	発達の遅れや障害のある乳幼児の発達を支援するため、幼児教育研究所において相談・療育・訓練に関する各種事業の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 相談者数（専門相談）：500人　⇒　800人 訓練利用者数：4,444人　⇒　5,800人	幼児教育研究所
70	乳幼児発達相談診査事業の実施	心身の発達が正常範囲にない児童又は出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動発達面等において障害を招来する恐れのある児童に対し、小児科医師等による発育・発達の診察・指導を行います。	健康推進課
71	障害児保育の推進	集団保育が可能な障害児の受入を行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障害児の処遇の向上を図ります。	児童保育課
72	就学相談の充実	障害のある児童生徒の適正な就学のために、医療・福祉・心理・学校教育分野の専門委員の意見をもとに保護者への就学相談などを行います。 ◆数値目標◆ 全児童生徒における就学相談会への参加率： ３％　⇒　３％以上	学校教育課
73	特別支援学級の設置	小・中学校に特別支援学級を設置し、障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象に、少人数の学級編成により障害に応じた教育を行います。	学校教育課
74	小・中学校特別支援教育支援員の活用	通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒を対象に特別支援教育支援員を配置することにより、学習活動や移動介助等への支援を行います。	学校教育課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
75	通級指導教室の充実	言語や行動面などに課題のある子どもに対して、週に１回程度個別指導を行い、発達を支援します。	学校教育課
76	特別支援学校の運営	障害が比較的重い児童生徒を対象に、特別支援学校において障害に応じた教育を行います。	学校教育課
77	特別支援学校週５日制推進事業の実施	学校の土曜休業日に特別支援学校に通う児童生徒を対象に、各種レクリエーション・体験活動を行います。	学校教育課
78	障害児教育進路指導事業の実施	久留米養護学校高等部の生徒を対象に、進路指導の一環として、校内・外で実習を行います。 ◆数値目標◆ 卒業後一般就労した生徒の割合：０％　⇒　20%以上	学校教育課
79	障害児タイムケア事業の実施	障害のある中・高生等を、デイサービス事業所・学校の特別支援学級の教室等において、放課後や長期休暇中に預かり、社会に適応する日常的訓練等を行います。	障害者福祉課
80	発達障害についての情報提供と啓発	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や各種相談事業、講演会などを通じて、発達障害に関する情報を提供し、発達障害に対する理解促進を図ります。 ◆数値目標◆ 発達障害の認知度（市民意識調査）：44.9%　⇒　50%以上	障害者福祉課
81	LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）等への対応	教育相談、スクールカウンセラー等により、LDやADHD等の発達障害のある子どもに関する相談や支援を行います。	学校教育課
82	発達障害早期総合支援事業の実施	発達障害のある幼児児童に自立し社会参加するための基礎となる資質や能力を育成するため、本市の関係機関が有する支援資源についての情報の共有や関係機関の有機的な連携推進による相談・支援体制を構築し、早期からの一貫した効果的・総合的な支援の在り方について究明します。	学校教育課
83	ショートステイ、デイサービス等の実施	在宅で生活する心身障害児（者）を対象に、家事援助者の派遣やショートステイ、デイサービス等による生活支援を行います。	障害者福祉課
84	重度身体障害児日常生活用具の給付	重度の身体障害児に対して、日常生活を容易にするため、浴槽や便器などの日常生活用具を給付します。	障害者福祉課
85	身体障害児の補装具費支給	身体障害児に対して補装具の交付及び修理を行います。	障害者福祉課
86	福祉タクシー料金の一部助成	重度の心身障害児（者）に対して、タクシーの基本料金を助成します。	障害者福祉課
87	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給します。	家庭子ども相談課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
88	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時、特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害者福祉課
89	重度障害児（者）医療費の助成	小学校就学後の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成します。	医療・年金課
90	特殊教育就学奨励費の支給	特殊教育諸学校または特殊学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の一部を補助します。	学校保健課
91	心身障害者扶養共済制度への加入支援	県の心身障害者扶養共済制度（保護者死亡後の心身障害者に終身年金を支給）の掛け金の納付が困難な場合に所得に応じて支援します。	障害者福祉課
92	障害者自立支援事業の実施	心身に障害がある児童生徒などの機能回復のため、発達援助法である心理リハビリテイションを実施します。	障害者福祉課
93	学校訪問看護支援事業の実施	医療的ケアが必要な児童生徒に対し、学校において保護者が訪問看護制度を利用する場合の支援を行います。	学校教育課
94	久留米養護学校における医療的ケア対応事業の実施	久留米養護学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師を配置することにより、給食時の経管栄養への対応など子どもの状況に的確に対応できる安全な教育環境の整備を図ります。	学校教育課
95	病棟保育事業の実施	入院中の就学前の児童を対象に、ボランティアで病棟保育・訪問保育事業を実施している団体への助成を行います。	児童保育課
96	身体障害児及び慢性疾患児に対するトータルケア事業の実施	身体に障害がある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童を対象に療育指導･相談を行い、児童の健全な育成を図ります。	健康推進課
97	育成医療給付費の支給	身体に障害のある18歳未満の児童が、治療することによって障害の進行を防いだり障害の軽減が可能である場合、指定医療機関での医療の給付を行い、もって障害者福祉の向上を図ります。	健康推進課

③　その他配慮を必要とする子どもや家庭への支援

■児童養護施設や里親のもとで育つ子どもや、虐待を受けた子どもに対する理解促進や支援に努めます。

■双子・三つ子などの多胎児がいる家庭に対する支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
98	社会的養護に関する啓発の実施	児童養護施設や里親のもとで育つ子どもについて、正しく理解してもらうための啓発を実施します。	家庭子ども相談課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲39	児童虐待防止ネットワークの充実	虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政をはじめ、医療・保健・福祉・教育関連団体や、警察、福岡県（久留米児童相談所）等の専門機関との連携による児童虐待防止ネットワーク（久留米市要保護児童対策地域協議会）の充実を図ります。	家庭子ども相談課
再掲40	児童虐待防止ネットワーク関係者への研修の充実	児童相談関係職員研修などを活用し、児童虐待防止に関連する関係者への研修の充実を図ります。	家庭子ども相談課
再掲44	虐待を受けた子どもへの支援	暴力被害を受け、心に傷を負った子どもが、本来持っている力を取り戻すための支援を行います。	家庭子ども相談課
99	多胎育児支援の実施	多胎育児を支援するための講演会を実施するとともに、支援活動を行っている自主サークルに対する活動の場の確保や市専門職による相談の実施など、自主サークルと連携して多胎育児の支援を行います。	健康推進課
再掲19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。 ※多胎児がいる家庭へのエンゼル応援隊（ヘルパー）の派遣については、利用限度日数等を多くしています。	児童保育課

（5）子育てと仕事の両立の推進

基本方針

働く保護者にとって子育てと仕事の両立はたいへん重要な課題であり、国も「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、行動指針」を策定するなど、仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

ニーズ調査結果によると、多くの保護者が、仕事よりも子育て・家事の時間を優先したいと考えていますが、現実は仕事時間が優先になっている人が多く、特に父親の８割が仕事時間優先となっており、理想と現実の差が大きくなっています。また、父親の３割は週60時間以上の長時間労働をしているなど、父親を中心に、子育てに関わりたくても仕事の都合で難しい状況にある人が少なくなく、子どもと接する時間が少ないことや、子どもの病気時等に面倒を見てくれる人がいないことなどについて悩んでいる人が多くみられます。

このような中、本市では、両立支援モデル事業所の表彰をはじめ、就職準備セミナーや各種講演会の開催等により、事業主や労働者に対する意識啓発を図るとともに、保育サービス等の充実により、子育てと仕事の両立支援の普及・啓発に努めてきました。

しかしながら、ニーズ調査結果では、市の子育て環境として、企業や行政等による両立支援の取り組みが十分であると感じている人は15%未満と少なく、不況の長期化等により、企業を取り巻く環境も非常に厳しい状況にあります。

このような中において、今後も、国・県等と連携して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に向けた働き方の見直しや、育児休業の利用促進などについて、事業主・労働者双方の意識改革に努めるとともに、保育サービス等の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援していきます。

施策の方向

①　子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

■労働者、事業主、市民に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等に関する広報啓発や育児休業制度等の関係法制度に関する情報提供を行います。

■事業主に対して、国等と連携しながら次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画について周知に努めていきます。

■男女ともに、職業優先の意識や固定的な性別役割分担意識を見直し、子育てに喜びを持って関われるように意識の啓発に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
100	男性の子育て意識向上のための啓発の実施	男性が参加しやすいテーマや時間帯などの工夫により、男性の子育て意識向上のための啓発などを実施します。 ◆数値目標◆ 父親・母親が同じくらい子どもの世話をやっている割合： 10.6%（20年度）　⇒　30%以上	全　部　局
101	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰	子育てと仕事の両立支援啓発の一環として、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる市内の事業所を表彰します。また、子育て支援に積極的な事業所などを広報紙などで紹介していきます。 ◆数値目標◆ 仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰事業所数： 14か所　⇒　23か所	労　政　課
102	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	事業主などに対して、仕事と子育ての両立に関わる法律などについて広報や啓発を行うとともに、商工会議所などの経営者団体に協力を呼びかけて、働き方の見直しや育児休業の取得促進など、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりについての広報・啓発に努めます。 ◆数値目標◆ 育児休業制度導入事業所率 （市内の10人以上の常用労働者雇用事業所）： 67.2%（19年度）　⇒　75%以上	労　政　課
再掲28	子育てフォーラムの開催	次世代育成支援啓発推進のためのフォーラムを市民とともに開催し、家庭をはじめ地域、企業など社会全体で子育て支援に取り組んでいける基盤作りを目指します。	子　ど　も育　成　課

②　子育てと仕事の両立支援

■出産や子育てのために退職した場合の再就職支援等を実施します。

■保育サービス・子育て支援サービスを充実し、働く保護者の子育てと仕事の両立支援を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
103	就職支援のための啓発講座の実施	出産・子育てを機に退職した方を含め、就職を希望する女性等を対象に、働くことの意義、労働関連法等の関連制度や法令等の講座を開催します。	男女平等推進センター
104	就業支援等の技術の習得・起業に関する講座の実施	出産・子育てを機に退職した方を含め、就職を希望する女性等を対象に、パソコン講座等の就職に役立つ技術の習得・向上に関する講座や、起業に関する講座等を開催します。	男女平等推進センター

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲1	通常保育事業の充実	保護者が日中就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で適切に保育するため、待機児童を発生させないように、入所希望状況などに応じた受入に努めます。	児童保育課
再掲2	延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制整備に努めます。	児童保育課
再掲3	夜間保育事業の推進	認可保育所において、夜間帯（20時－22時）のニーズに対応するため、夜間保育を実施します。	児童保育課
再掲4	休日保育事業の充実	日曜日・祝日に保護者が就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で受け入れており、今後も利用者の動向を踏まえた事業の展開を図ります。	児童保育課
再掲5	認定こども園制度の活用	保育所機能と幼稚園機能を併せ持ち、地域での子育て支援も行う施設である認定こども園を活用し、多様化する教育・保育ニーズへの対応に努めます。	児童保育課
再掲6	放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）の充実	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供しています。今後も、利用者の動向等を踏まえながら、未設置の校区や老朽化・狭隘化した施設等の整備を行っていきます。	学務課
再掲13	病児・病後児保育事業の充実	病中及び病気回復期にある児童を病院等において預かる病児保育デイサービスを実施しています。今後も地域ニーズを踏まえ、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度検討を行います。	児童保育課
再掲14	子どもの一時預かり事業の充実	普段、家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育しています。今後も利用者のニーズや地域バランス等を踏まえた事業展開を図ります。	子育て支援部
再掲15	特定保育事業の推進	保護者のパート就労等により、家庭での保育が困難な就学前の児童に対して、週２～３日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育の実施を検討します。	児童保育課
再掲16	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童養護施設等で夜間に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行っており、利用意向がある場合に利用できるよう、今後も継続して実施していきます。	児童保育課
再掲17	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間（１週間程度）児童を預かっており、今後も利用状況に応じた受入施設の確保に努めていきます。	児童保育課
再掲18	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が相互に会員となり、保育所等への送迎や外出時における子どもの一時預かりなどの子育てに関する会員間の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター」を、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度に向けた検討を行います。	子ども育成課

（6）子育てに関わる経済的負担の軽減

基本方針

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題です。

本市では、保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、市独自の制度として保育料の軽減措置を実施したほか、国や県の制度改正にあわせて、児童手当や幼稚園就園奨励費等の各種手当の支給や乳幼児医療費の拡充を行うなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてきました。

しかしながら、長引く不況等の影響もあり、本市においても全国的な傾向と同様に、保護者の経済的負担軽減に対する要望は強く、ニーズ調査結果によると、子育て支援として行政に期待することの第１位に「経済的支援の充実」があがっています。

このような保護者のニーズを踏まえ、今後も手当等の支給や保育料・教育費に関わる助成等を行い、子育てに関わる経済的負担の軽減に努めます。

また、経済的支援策は国の政策によるところが大きいため、国に対しても関連施策の充実を要請していきます。

施策の方向

①　各種手当等の支給

■子育て家庭の生活支援の一環として、各種手当の支給や、医療費の助成などを行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
105	子ども手当の支給	国の方針に従って手当を支給します。	家庭子ども相談課
106	乳幼児医療費の助成	就学前児童の保護者に対して、医療費の一部を助成します。	医療・年金課
再掲63	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭の母親等に手当を支給します。	家庭子ども相談課
再掲64	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成します。	医療・年金課
再掲87	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給します。	家庭子ども相談課
再掲88	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時、特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害者福祉課
再掲89	重度障害児（者）医療費の助成	小学校就学後の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成します。	医療・年金課

②　保育料・教育費の負担軽減

■保育料の軽減や奨学金の支給等により、負担の軽減を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
107	保育料の軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の徴収基準から軽減を行い、独自の保育料を設定します。	児童保育課
108	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の所得に応じて、保育料を援助することで、幼稚園への就園を奨励します。	子ども育成課
109	就学援助の実施	経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助します。	学校保健課
110	各種奨学金の支給	久留米市独自の奨学金制度をはじめ各種奨学金制度を活用し、経済的理由により進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援します。	学務課
再掲65	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦家庭に対して、技能習得や就職支度に関する資金をはじめとする12種類の各種資金貸付を行います。	家庭子ども相談課
再掲66	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	ひとり親家庭の就労支援、育児負担の軽減のためファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。	家庭子ども相談課
再掲90	特殊教育就学奨励費の支給	特殊教育諸学校または特殊学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の一部を補助します。	学校保健課

第2章　子どもが健やかに育つ環境づくり

（1）親子の健康づくり支援

基本方針

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の愛着形成に大きく影響するものです。

本市は、中核市移行に伴い、平成20年４月に保健所を設置し、保健師等の専門職の充実等、保健行政の充実を図りました。母子保健分野においても、専門職による各種相談事業等を拡充したほか、こんにちは赤ちゃん事業として、保育士資格者による乳児家庭への訪問事業を行うなど、妊娠期から乳幼児期にいたる親子の心身の健康づくり支援の充実に取り組んでいます。

ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者の母子保健に対する評価は比較的高く、市の子育て環境として評価の高い分野の第２位にあがっているほか、マタニティー教室や、こんにちは赤ちゃん事業、離乳食教室等については、利用者の9割以上が満足しているなど、一定の評価を得ているものと考えられます。

このような状況を踏まえ、今後も、保健所機能を十分に活用しながら、地域の関係団体等と連携して、妊娠、出産、乳幼児期を通じた親子の心と身体の健康づくりの支援や、食育の推進に努めます。

施策の方向

①　妊娠・出産に対する支援の充実

■妊産婦に対して、健康診査や訪問指導などを行い、妊娠・出産に対する身体的・精神的側面からの支援の充実に努めます。

■妊婦が安全・快適かつ満足できる「いいお産」を迎えられるよう、妊娠・出産に関する情報提供・相談対応や、男女がともに妊娠・出産について学べる機会の充実に努めます。

■生涯を通じた女性の健康づくりや不妊治療に対する支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
111	妊婦健康診査の実施	妊婦及び胎児の健康管理のため、妊婦を対象に健康診査を実施します。 ◆数値目標◆ 妊婦健康診査の受診率：98.2%　⇒　100%	健康推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
112	母子健康手帳の交付	妊婦・出産から育児にいたるまでの母子の健康状態を一貫して記録し、健康管理に役立てるため、妊娠届出に基づき妊婦に対して母子健康手帳を交付します。	健康推進課
113	新生児やハイリスク者に対する訪問指導の実施	新生児のいる家庭を助産師や保健師等が訪問し、子育てに関する相談や指導・助言を行います。また、ハイリスク者（18歳未満・多胎・外国人・22週以降の妊娠届出者）に対しても訪問指導を実施します。 ◆数値目標◆ 新生児訪問率：83.1%　⇒　100%	健康推進課
114	妊娠・出産に関する各種相談の実施	妊娠・出産や子育てに対する悩み・不安について、保健師等が相談に対応します。	健康推進課
115	妊娠・出産に関する各種教室の開催	妊娠・出産や子育てに関する正しい知識を普及するため、妊婦やその家族を対象とした講座や講演会等を開催します。	健康推進課
116	不妊治療助成事業	特定不妊治療を行う者に対して、治療に要する費用の一部を助成します。	健康推進課
117	生涯を通じた女性の健康支援事業	女性が健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談会を実施することで、生涯を通じた女性の健康の維持増進を図ります。	健康推進課
118	未熟児養育医療給付費	入院医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図ります。	健康推進課
119	妊娠高血圧症候群等療養援護費	妊産婦の死亡を防ぎ、未熟児及び心身障害の発生の防止を図るため、妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対して、早期に適切な医療が受けられるよう経済的援護を行います。	健康推進課

②　乳幼児の健康づくり支援の充実

■予防接種や乳幼児健康診査、訪問指導などにより、乳幼児の健康づくりを支援します。

■こんにちは赤ちゃん事業や各種相談事業により、乳幼児の健康づくりや子育てに関する情報提供・相談対応を行い、保護者の子育て不安の軽減に努めます。

■家庭内での事故防止や食育等のさまざまな視点からの乳幼児の健康づくり支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
120	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育発達を促進するため、４か月児・10か月児・１歳６か月児・３歳児を対象とした健康診査を行います。また、未受診者に対しては、通知を行うなど受診勧奨に努めます。 ◆数値目標◆ 乳幼児健診の受診率： ４か月児93.0%・10か月児92.2%・１歳６か月児90.5%・３歳児84.6%　⇒　100%	健康推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
121	乳幼児歯科保健事業の推進	乳幼児の虫歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ素塗布を行います。 ◆数値目標◆ 虫歯のない幼児（３歳）の割合：74.5%　⇒　80%以上	健康推進課
122	予防接種の実施	ポリオや麻しん、風しん等の各種伝染病の予防のため、予防接種を行います。また、未接種者に対しては、健診時など時宜をとらえ勧奨に努めます。	健康推進課
123	乳幼児訪問指導の実施	乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて、問題ケースの把握や健診・予防接種未受診者などへの対応も図ります。	健康推進課
再掲19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の実施	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。	児童保育課
再掲22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	第２子以降の生後４か月までの乳児がいる家庭をスタッフが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子ども育成課
124	乳幼児の健康づくりに関する各種相談実施や各種教室の開催	乳幼児の保護者やその家族を対象に、子どもの健康管理や発達・発育、子育てなどの母子保健に関する相談対応や母子保健に関する講座、講演会等を開催します。また、乳幼児の保護者を対象に、食生活についての指導・相談を実施します。	健康推進課
125	ホームページによる健康づくり支援	健康支援ホームページ等による健康アドバイスや健診のお知らせなど行います。	健康推進課
126	乳幼児の食育の推進	各種子育て講座等において子どもの発達段階に応じた食事づくり教育を実施するなど、食育に関する知識の普及を図ります。 ◆数値目標◆ 朝食で野菜を摂取する児童の割合： 55%（16年度）　⇒　65%以上 朝食を食べる児童の割合：90%（16年度）　⇒　95%以上	健康推進課 児童保育課
127	事故防止対策に関する情報提供	乳幼児健診や各種子育て講座の実施時、及びホームページ等において、事故防止対策等に関する情報を提供します。	健康推進課
128	小児慢性特定疾患治療研究事業の実施	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行います。	健康推進課
129	小児慢性特定疾患治療研究(ピアカウンセリング)事業の実施	小児慢性特定疾患児を養育している親等に対し、既養育者や小児医療に携わる医師、看護師等による助言・相談を行う事により、親等の不安解消、ひいては児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。	健康推進課

（2）思春期の健康づくり支援

基本方針

子どもの健康づくりは、子ども自身が健やかで幸せな子ども時代を過ごすためだけでなく、健康な生涯を送るための基盤づくりとしても重要です。

特に、思春期の子どもについては、食生活の乱れや夜型生活等の健康や生活習慣に関する問題のほか、思春期特有の心の問題や性や喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する問題への対応が必要です。

このため、本市では、スクールカウンセラーを全ての小・中学校へ配置し、子どもの心の問題に対する相談・支援体制の充実に努めているほか、地域の関係団体等と連携して、薬物乱用防止等に関する啓発活動等の取り組みを進めています。

今後も、思春期保健対策として、健康づくりに関する基礎的な知識や、性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及、及び心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期を中心とした子どもの心身の健康づくりを支援します。

施策の方向

①　健康教育の充実

■生涯にわたる心身の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣の定着を図るため、食育などの健康教育の充実を図ります。

■喫煙や飲酒、薬物乱用の有害性についての知識の普及を図ります。

■性に対する正しい知識の普及を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
130	児童生徒の食育の推進	食生活改善推進会などの地域の関係団体と連携し、調理実習などを取り入れた食育を推進します。	健康推進課
131	食育プログラムの研究推進・食育啓発の促進	「早寝・早起き・朝ごはん」「なにがなんでも朝ごはん」を共通のスローガンに、学校と家庭が連携し取り組みを行い、子どもたちへの食育の充実や基本的生活習慣の定着を図ります。 ◆数値目標◆ 朝食をほぼ毎日食べる小・中学生の割合： 85%（18年度）　⇒　95%以上	学校教育課
132	思春期に関する情報提供	思春期を迎える児童生徒の保護者などに対し、地域懇談会等の場を利用し、思春期に関する情報提供に努めます。	青少年育成課
133	健康教育・保健指導の充実	食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙・飲酒、薬物乱用の有害性等に関する教育を行います。	健康推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
134	小・中学校での薬物乱用防止教育	小・中学校における保健教育の一環として、薬物乱用防止教育を行います。	学校教育課
135	薬物乱用防止に関する啓発	薬物乱用防止に関するポスターや啓発冊子を作成・配布し、薬物乱用防止について啓発を行います。また、子どもたちが集まる場等を利用し関係機関などと連携した啓発や、専任の職員が学校等に出向き講演などを実施します。さらに、街頭指導等を通じて喫煙・飲酒・薬物などについての有害性を訴えていきます。	青少年育成課

② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

■子どもの心や身体の悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課
139	児童生徒の健康診断の実施	学校において、児童生徒の健康診断を定期的に実施し、健康管理を行います。また、生活習慣病の防止や成長に関する悩みなどについて、適切な保健指導に努めます。	学校保健課
140	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。	青少年育成課

（3）小児医療の充実

基本方針

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもの急病や事故に適切に対応できる医療体制が必要です。

ニーズ調査結果によると、本市で子育てをしたいと思う理由として、医療機関が多いことをあげる人が多く、保護者の7割が救急医療等の小児医療体制が充実していることを評価しています。

また、今後の施策要望においても、小児医療体制の充実は上位に位置していることから、今後も、医師会等の関係機関との連携により、救急医療をはじめとした小児医療の継続・安定した体制の確保に努めます。

施策の方向

①　小児医療体制の充実

■近隣市町村や医師会などの関係機関と連携し、小児救急医療体制の確保を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
141	在宅当番医制運営事業の実施	休日等の昼間に小児科、産婦人科、内科、外科、歯科等の診療を行う在宅当番医制により、初期救急医療体制の確保を図ります。	医療・年金課
142	小児救急医療事業の実施	医師会などの関係機関と連携し、準夜帯（19時～23時）における病気等の子どもの診療を行う小児救急医療体制の確保を図ります。 ◆数値目標◆ 平均待ち時間：20分　⇒　毎年度20分以内	医療・年金課
143	小児救急医療電話相談の情報提供	子どもの夜間の病気やけがなどに対する保護者の不安を軽減するとともに、症状に応じた適切な医療を受けられるように、看護師又は小児科医が助言を行う小児救急医療電話相談（＃8000）を市ホームページや広報紙などで広く周知を図ります。	医療・年金課

第3章　子どもの生きる力を育む環境づくり

（1）次世代を育む親となるための支援

基本方針

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等の影響により、自分が家庭を持つまで子育ての様子を身近で見たり、子どもと接することなく親となる人が増えており、このような子どもとのふれあいの不足が子育て不安の一因として指摘されています。

そのため、次代を担う子どもたちに、家庭や学校、地域などにおいて、家庭を持つことや子育ての楽しさ・素晴らしさを教えていくことが必要です。

そこで、人権尊重や男女共同参画の視点を踏まえながら、子育ての大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあい体験などを取り入れた教育・啓発を行います。

また、多くの子どもは、保護者が自分を育ててくれた体験や育った環境を通して、子育てについて学んでいきます。そこで、保護者に対する支援は、次世代を育む親となるための支援という観点も重視して取り組みます。

施策の方向

①　男女がともに関わる子育てなどの推進

■男女がともに協力して子育てに関わることや、子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報啓発に取り組みます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
144	学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中学校において、学習指導要領の趣旨に則り、各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。 ◆数値目標◆ 男女共同参画教育推進計画策定校数： 54校／63校　⇒　63校／63校	学校教育課
145	男女がともに関わる子育ての啓発等の実施	男女がともに協力して子育てに関わることなどの視点を踏まえながら、各種の子育て教室・子育て講演会などの実施や、社会教育関係団体指導者に対する研修などを実施します。 ◆数値目標◆ 子育て支援講座（パパ・ママ応援セミナー）参加者数： 199人　⇒　300人	児童保育課 生涯学習推進課
再掲100	男性の子育て意識向上のための啓発の実施	男性が参加しやすいテーマや時間帯などの工夫により、男性の子育て意識向上のための啓発などを実施します。	全部局

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲102	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	事業主などに対して、仕事と子育ての両立に関わる法律などについて広報や啓発を行うとともに、商工会議所などの経営者団体に協力を呼びかけて、働き方の見直しや育児休業の取得促進など、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりについての広報・啓発に努めます。	労　政　課

②　子育て体験の充実

■中学生・高校生等が乳幼児とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
146	乳幼児ふれあい体験事業の推進	子育て交流プラザ「くるるん」の場を活用し、中・高生等が乳幼児やその保護者とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。 ◆数値目標◆ 中・高生子育てボランティア参加者数： 16人　⇒　計画期間内延べ100人	子　ど　も 育　成　課
147	乳幼児との交流受け入れ促進	総合学習の時間などを活用し、職場体験や乳幼児との交流等を実施する場合、可能な限り公立保育所等での受け入れを行います。	健康推進課 児童保育課 学校教育課

（2）教育環境の充実

基本方針

学校は、子どもが一日の大半を過ごす学びの場であり、家庭と並んで、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちには、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などからなる「生きる力」を幼少期から育むことが大切です。

本市は、平成18年８月に「久留米市教育改革プラン」を策定し、「次代の久留米を担う人間力を身につけた子どもの育成」を目標に、少人数授業の実施をはじめ、スクールカウンセラーの全校配置や校内適応指導教室の開設、耐震化等の教育施設改善の取り組みを進めました。

また、不登校児童対策を最重点課題としてとらえ、「中１ギャップ」の解消のための小・中学校の連携強化等に取り組んでいますが、不登校の原因が複雑・多様化する傾向にあることから、さらなる対策の強化が必要とされています。

このような中、ニーズ調査やグループインタビュー等においては、少人数授業の拡充など、就学後の子どもに対する教育や支援に対する要望があがっており、教育環境全般についての充実が必要とされています。

このため、基礎的な学力の定着を図ることはもとより、ゆとりの中で豊かな人間性などの「生きる力」を身につけることができるよう、新たな学習指導要領を踏まえた教育内容の充実を図るとともに、学校と地域との連携による特色ある学校づくりや不登校児童対策の強化など、教育環境のさらなる充実に努めます。

施策の方向

①　幼児教育の充実

■幼児教育研究所において、乳幼児保育・教育に関する研究や情報提供、相談対応等を行います。

■私立幼稚園助成や幼稚園教諭研修への支援等により、幼稚園における教育の充実や幼稚園教諭の資質向上を図ります。

■幼児教育に関する情報交換や研究等を行うため、幼稚園、保育所、小学校の連携に努めます。

■「久留米市子どもの読書活動推進計画」等にもとづき、市民、地域、行政が連携して、子どもたちが様々な生活場面で本に接することができるような施設や資料の充実に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
148	幼児教育の研究・啓発	幼児教育研究所において乳幼児保育・教育に関する研究や広報啓発、情報提供、相談対応等を行います。 ◆数値目標◆ 作成回数：８回　⇒　10回 幼児教育研究所の認知度（知らないの割合）： 52%（20年度）　⇒　40%以下	幼児教育研究所
149	私立幼稚園への助成	幼児教育の振興充実や幼稚園教諭の資質向上を図るため、私立幼稚園に対して運営費や研修費等の助成を行います。	子ども育成課
150	幼稚園研修の支援	幼児教育や人権教育など幼稚園教諭の資質向上を図るために実施される研修の支援を行います。 ◆数値目標◆ 幼稚園教諭研修会参加者数：92人　⇒　150人	幼児教育研究所
151	幼保小連携体制の充実	幼児教育と学校教育との連携強化を図るため、保育所、幼稚園、小学校関係者の合同研修を行います。 ◆数値目標◆ 幼保小合同研究会参加者数：330人　⇒　350人	幼児教育研究所
152	子どもの読書環境の整備	市立図書館・学校図書館など読書関連施設を充実し、連携して子どもの読書環境の整備を図ります。 ◆数値目標◆ 市立図書館児童図書冊数：201,608冊　⇒　230,000冊	中央図書館

②　学校教育の充実

■基礎学力の確実な定着を図るため、子ども一人ひとりの学力に応じた指導体制の確立や授業内容の充実に努めます。

■豊かな心を育むための人権教育や男女共同参画教育、福祉教育、道徳教育などの充実や読書環境の整備、英語教育、情報教育などの現代的課題に対応した教育内容の充実に努めます。

■「総合的な学習の時間」等を活用し、ボランティア等の社会体験や自然体験などの体験型の学習機会の充実に努めます。

■地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色ある学校づくりを推進します。

■教育センター機能を活かした教員の資質向上、学校施設の整備・安全確保に取り組むとともに、地域学校協議会等を活用し、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
153	特色ある学校づくり（21生き活きスクール事業など）の推進	「総合的な学習の時間」等を活用し、職業体験などの校外での体験活動や、地域の人材を講師（ゲストティーチャー）として招いた授業の実施など、学校と地域の協働による、特色ある学校づくりを推進します。 ◆数値目標◆ 年間地域活用時間数：小・中学校35時間　⇒ 継続する	学校教育課
154	少人数授業の実施	子どもたちの確かな学力を育むために、小学校低学年及び中学校第１学年に対して、少人数によるきめ細かな指導を行います。	学校教育課
155	小・中学校の学力実態調査を活用した学校改善への支援	学力実態調査を基に指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力向上と児童生徒の学力の向上を目指します。	学校教育課
156	情報教育の推進	校内LANの構築など、IT（情報技術）環境の整備を行い、インターネット利用等におけるルールやマナーなども含めた情報活用能力を身につけさせるための情報教育を推進します。	学校教育課 学務課
157	国際理解教育の推進	児童生徒の国際理解を深めるため、外国語指導助手（ALT）による外国語教育や国際交流を推進します。 ◆数値目標◆ 小学校高学年（５・６年生）の外国語活動（35時間）実施校数：41校／46校　⇒　46校／46校	学校教育課
158	道徳教育の推進	児童生徒の道徳性の育成を図るため、地域との交流や体験活動などを取り入れ、道徳の意味や大切さを気づかせる道徳教育を推進します。	学校教育課
159	人権教育の推進	児童生徒の人権感覚の育成と人権意識の高揚を図るため、教育活動全体を通して人権教育を実施するとともに、教職員に対する人権教育研修を行います。	学校教育課 人権・同和教育室 教育センター
160	福祉教育の推進	他者への思いやりの心を育むため、高齢者や障害者等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。 ◆数値目標◆ 小・中学校におけるボランティア活動（清掃活動など）実施校数：57校／63校　⇒　63校／63校	地域福祉課 学校教育課
161	環境教育の推進	資源や環境を大切にする意識の高揚を図るため、環境教育を実施します。 ◆数値目標◆ 学校版環境ISO実施校数：53校／63校　⇒　63校／63校	環境部 学校教育課
162	人権のまちづくり推進協議会への支援を通した人権教育・啓発の推進	市内の全中学校区に設置している「人権のまちづくり推進協議会」への支援を通して、地域主体の人権教育・啓発の推進を図ります。	人権・同和対策室 人権・同和教育室

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲144	学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中学校において、学習指導要領の趣旨に則り、各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。	学校教育課
再掲152	子どもの読書環境の整備	市立図書館・学校図書館など読書関連施設を充実し、連携して子どもの読書環境の整備を図ります。	中央図書館
163	生徒活動への支援	生徒会活動や部活動等の生徒活動の推進を図るため、活動経費等の助成を行います。	学校教育課
164	部活動（運動部）の支援	部活動の指導者不足に対応するため、外部指導者の支援充実を行います。	学校教育課
165	地域学校協議会（学校評議員制度を含む）の活用	学校経営について外部の視点から助言等を行う従来の学校評議員制度から地域学校協議会への移行を推進しながら、地域に開かれた学校づくりを進めます。 ◆数値目標◆ 地域学校協議会の配置校数：46校／63校　⇒　63校／63校	学校教育課
166	教育センター機能を活かした教職員研修などの実施	教育センター機能を活用し、教職員の資質及び専門性の向上を図るための各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動への支援を行います。	学校教育課 教育センター
167	学校施設の整備充実	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保し、多様な新しい学習活動や地域における学習拠点としてふさわしい環境の整備充実を図るため、耐震化を踏まえた学校施設の計画的な改築・改修に努めます。 ◆数値目標◆ 小・中学校耐震化率：56.3%　⇒　100%	施設整備課

③　不登校などに関する相談・支援の充実

■学校や関係機関等と連携し、不登校やひきこもりなどに関する相談や指導・支援の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
168	ひきこもり等に対する対策の推進	様々な要因で自宅にひきこもり、学校・社会と関わることができない子どもたちをサポートするために、訪問指導などを通じた復帰支援を行います。また、専門機関や関係団体などからなるネットワークの構築を図ります。	青少年育成課
169	不登校児童対策事業（適応指導教室「らるご久留米」）の実施	適応指導教室「らるご久留米」において、不登校の児童生徒に対し、カウンセリング、教科指導、体験学習などを通して、子どもたちの自信回復や自立を図り、学校復帰を目指します。 ◆数値目標◆ らるご久留米への通級率：68%　⇒　85%以上	青少年育成課
170	生徒指導サポーターの活用	小学校において生徒指導サポーターを配置し、不登校や不登校傾向の解消などに努めます。	学校教育課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
171	教育相談の実施	児童生徒の様々な問題について、保護者や教職員からの相談に対応します。	教育センター
再掲136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
再掲137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
再掲138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課
再掲140	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。	青少年育成課

（3）子どもの育ちを育む施策の充実

基本方針

本市では、完全学校週5日制の導入以降、地域との連携等により、児童生徒が地域の中で遊び、学べる場や機会づくりを推進してきました。

ニーズ調査結果によると、小学生の保護者の過半数は、小・中学生等がさまざまな体験ができる場・機会があると評価しており、久留米市少年の翼やわくわく遊友体験塾、校区チャレンジ子ども土曜塾等の各種事業についても利用者の９割以上が満足するなど、利用者からは一定の評価を得ていると思われます。

しかしながら、これらの事業の利用率は必ずしも高くない状況にあるため、子どもや保護者のニーズを踏まえた事業のあり方を検討するなど、子どもの居場所づくりや地域での体験活動のさらなる充実を図ります。

また、いじめ・非行などの問題行動の予防や対応、有害環境浄化対策に加え、昨今、社会問題化しているひきこもり等の自立に困難を抱える子どもに対する支援についても、関係機関のネットワーク構築等により、支援の強化に努めます。

施策の方向

①　子どもの居場所づくりの推進

■放課後や週末等に子どもが自由に集い、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
172	青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾）の実施	各校区等で行う完全学校週５日制に対応する子ども向け事業の実施に際し、校区等で組織する運営委員会に支援を行うことで、地域社会での子どもの土曜日の居場所や受け皿づくり、学習意欲や学力の向上、さらに生活体験・社会体験等の機会の充実を図り、子どもの生きる力を育むとともに、地域の教育力の向上を図ります。 ◆数値目標◆ 土曜塾に参加する子どもの数：29,123人　⇒　32,000人 実施か所数：39校区／46校区　⇒　46校区／46校区	生涯学習推進課
173	地域子ども育成事業の推進	地域の関係団体・住民などにより、「アンビシャス広場」等の地域における子どもの居場所づくりが進められており、その活動を支援します。	学務課
174	地域の遊び場の整備	子育て支援基金を活用し、社会福祉協議会が行う地域の子どもの遊び場（ちびっ子広場）整備事業に対し、助成を行います。また、子どもたちが望む遊び場の整備に向けた研究を進めます。	子ども育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
175	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	石橋記念くるめっ子館において、土・日曜日を中心とした体験・交流活動の実施や、自由に利用できるサロンの開放などを行います。また、児童センターでは、各種クラブ活動や行事を行い、子どもに適切な遊びと学びの場を提供します。 ◆数値目標◆ 児童センター来館者数：24,841人　⇒　25,000人	子ども育成課 学務課
176	社会教育施設・文化施設、社会体育施設などの活用	子どもの居場所等として、図書館やえーるピア久留米、隣保館・教育集会所、石橋文化センター、くるめウス、鳥類センター、コミュニティセンター、体育館等の活用を促進します。	文化観光部 教育部など
177	学校施設の開放	学校施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。	体育スポーツ課
178	スポーツ施設の充実	市民の生涯スポーツの普及振興を図るため、スポーツ施設の整備を行います。	体育スポーツ課
179	わんぱく活動推進事業の実施	子どもたちの屋外遊びの環境を提供し、遊びを通して生きる力の基本を身につけられるように、屋外冒険遊び場（プレーパーク）の実施やプレーリーダーの養成・派遣などを行います。 ◆数値目標◆ プレーリーダー登録者数：16人　⇒　延べ30人	子ども育成課

②　多様な体験活動の充実

■豊かな自然環境などの資源を活用した各種体験活動の推進を図ります。

■子どもの体験活動を指導するボランティア等の人材育成に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
180	総合型地域スポーツクラブの育成	「多種目・多目標・多世代」「スポーツ事業の展開」「自主運営」を基本とする住民主導型スポーツ振興システムとして期待されている「総合型地域スポーツクラブ」の育成に取り組みます。	体育スポーツ課
181	青少年体験事業（よか余暇たのしか塾など）の実施	異年齢交流や親子のふれあいなどを目的とした、体験型の事業をえーるピア久留米等を拠点として実施します。	生涯学習推進課
182	通学合宿（わくわく遊友体験塾など）の実施	自炊などの自活体験や自然体験などが経験できる通学合宿を実施する子ども会連合会などの支援を行います。 ◆数値目標◆ 事業参加者の地域行事への参加意欲度： 79.6%　⇒　80%以上	生涯学習推進課
183	少年の翼事業の実施	子どもたちが集い、団体生活の楽しさや協力することの大切さ、友情などを学ぶとともに、訪問先の子どもたちとの交流を行うなどの体験・交流型の事業を実施する少年の翼実行委員会の支援を行います。	生涯学習推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
184	様々な体験活動の実施	各行政目的に応じた子ども向けの農業体験や自然体験、国際交流事業などの体験活動を実施します。	全部局
185	体験活動などに関する情報提供	各種体験活動の情報を収集し、子ども向け情報誌により情報を提供します。また、市ホームページでも子どもを対象としたイベント情報を提供します。	子ども育成課 生涯学習推進課
186	指導ボランティアの育成	生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者であるボランティアの育成を図ります。	生涯学習推進課
187	体育指導委員の育成支援	地域でスポーツイベント等を企画運営する体育指導委員の資質の向上を図るため、体育指導委員連絡協議会に対し助成を行います。	体育スポーツ課
188	社会教育関係団体への支援	子ども会等の子どもに関する社会教育関係団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	生涯学習推進課
189	スポーツ関連団体への支援	各種スポーツ大会・教室の開催や指導者の養成などを行っている体育協会への支援や、様々な子ども向けのスポーツ活動を行っているスポーツ少年団などに対し助成を行います。	体育スポーツ課
再掲172	青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾）の実施	各校区等で行う完全学校週５日制に対応する子ども向け事業の実施に際し、校区等で組織する運営委員会に支援を行うことで、地域社会での子どもの土曜日の居場所や受け皿づくり、学習意欲や学力の向上、さらに生活体験・社会体験等の機会の充実を図り、子どもの生きる力を育むとともに、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習推進課
再掲175	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	石橋記念くるめっ子館において、土・日曜日を中心とした体験・交流活動の実施や、自由に利用できるサロンの開放などを行います。また、児童センターでは、各種クラブ活動や行事を行い、子どもに適切な遊びと学びの場を提供します。	子ども育成課 学務課

③　いじめ・非行等に対する対策の充実

■いじめや非行、ひきこもり等に関する相談・支援体制の充実を図ります。

■家庭、学校、地域、関係機関等と連携し、いじめや非行、ひきこもり等のさまざまな問題行動に対応するネットワークの充実・強化を図ります。

■地域や警察等の関係機関と連携し、子どもを取り巻く有害環境浄化対策の推進を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
190	青少年育成に関する啓発	青少年育成市民会議・校区青少年育成協議会等の関係団体との連携のもと、青少年健全育成に関する講演会やシンポジウムなどを開催します。	青少年育成課
191	青少年育成関係団体への支援	青少年育成市民会議や各校区の青少年育成関連団体などに対して、活動費等の助成を行います。	青少年育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
192	街頭巡回指導の実施	問題行動などを未然に防ぎ青少年の健全な育成を推進するため、専任指導員などによる定期的な巡回指導や、地域における少年育成指導員による巡回指導などを実施します。	青少年育成課
193	環境浄化活動の実施	関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。	青少年育成課
194	青少年育成ネットワークの強化	青少年育成市民会議をはじめ、各校区の青少年育成関連団体や民生委員・児童委員、主任児童委員、PTAなど、非行防止や青少年育成に関係する団体とのネットワークの充実・強化を図ります。	青少年育成課
195	シンナー等薬物乱用防止対策の推進	青少年非行の中で最重要課題となっているシンナー等の薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体等が一体となったシンナー等薬物乱用防止対策本部を中心に総合的な防止対策の推進に努めます。	青少年育成課
196	問題を抱える少年の立ち直り支援事業の実施	非行等の問題を抱える子どもにボランティア活動等の社会体験や、職業体験などを経験させ、立ち直るための支援を行います。	青少年育成課
再掲136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
再掲137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
再掲138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課
再掲140	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。	青少年育成課
再掲171	教育相談の実施	児童生徒の様々な問題について、保護者や教職員からの相談に対応します。	教育センター

第4章　子育て・子育ちにやさしい環境づくり

（1）子育てに配慮した生活環境の整備

基本方針

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるまちづくりのためには、快適な住まいや安心して外出できる生活環境の整備も大切です。

本市では、公園・広場や公共施設等を整備する際は、多目的トイレや授乳室、ベビーシート等の子どもや子ども連れに配慮した設備を設置するなど、子育てに配慮した施設づくりに努めてきました。

しかしながら、ニーズ調査結果によると、保護者の生活環境に対する評価は低く、半数の保護者は、子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされていないと感じており、子育て環境に対する評価が最も低い分野となっています。

このような保護者の評価を踏まえ、今後は、子どもと子育て中の保護者が安全かつ快適に生活できる道路・交通環境や施設等の整備をはじめ、子育て家庭の居住に配慮した住宅の確保など、子どもや子育て家庭を含む、すべての人にやさしいまちづくりの推進に取り組みます。

施策の方向

①　子育てにやさしい住環境の整備

■子育て家庭にも配慮した市営住宅の整備・改築を計画的に推進します。

■子どもの遊びと憩いの場となる公園・広場等の整備を推進します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
197	市営住宅等建替事業の推進	市営住宅の建替にあたっては、子育て世帯や高齢者世帯など多様なニーズに対応した型別提供を図ります。また、住み良い住環境の形成を推進するための集会所や広場、緑化等の整備を図ります。 ◆数値目標◆ 市営住宅ストック総合活用計画による市営住宅建替目標戸数：年間60戸程度	住　宅　課
198	市営住宅リフォーム事業の推進	子育て世帯や高齢者世帯等が安心して居住することができるよう、居住性向上（設備の更新）やバリアフリー化（段差解消・手すり設置など）を推進します。	住　宅　課
199	多子世帯向け住宅の募集	住宅に困っている多子世帯に対し、専用の募集枠を設け、市営住宅の提供を行います。	住　宅　課
200	地域優良賃貸住宅助成事業の実施	子育て世帯や高齢者世帯等の居住の安定確保のため、民間事業者等による良質な賃貸住宅の供給支援を行います。	住宅企画室

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
201	子育て世帯への民間賃貸住宅に関する情報の提供	子育て世帯の入居を受け入れている特定優良賃貸住宅に関する情報を提供します。	住宅企画室
202	公園・広場等の整備	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	公園緑化推進課
203	水辺環境の整備	市民の安らぎと憩いの場として、水辺環境の整備を図ります。	河川課

② 安心・安全な道路・交通環境の整備

■子どもや子ども連れの保護者等が安全に歩行できる歩道等の環境整備に努めます。

■交通量の多い道路などへの照明設備やガードレール等の交通安全施設の整備を推進します。

■通学路等における防犯灯設置を促進します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
204	交通安全施設の整備	歩道、防護柵、道路反射鏡、道路標識、区画線（道路上の白線など）などの交通安全施設を整備して交通事故の防止を図り、安全で快適な生活環境の整備を進めます。	道路課
205	安心・快適な歩行空間の整備	すべての人が安心して快適に通行できるよう、歩道の設置や改良等の歩行空間の整備を進めます。	道路課
206	バリアフリー歩行空間ネットワークの整備	バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業10箇年計画に基づく歩行空間のバリアフリー化を目指し、安全で快適な歩行空間のネットワークの形成を図ります。 ◆数値目標◆ 歩行空間整備実施目標路線数：計画期間内９路線	道路課
207	防犯灯設置の促進	子ども達の安全確保や生活環境の向上を図るため、防犯灯の設置を促進します。	道路課

③　安心・安全に外出できる環境の整備

■公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備の推進に努めます。

■公共施設等へのベビーベッドの設置、トイレの整備など、子ども連れの利用に配慮した施設整備に努めるとともに、「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
208	バリアフリー促進事業	民間施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた整備について、指導助言を行いながら普及に努めます。	建築指導課
209	子ども連れの利用に配慮した施設の整備	親子室や授乳施設、段差の解消、エレベーター、エスカレーター、スロープ、親子トイレ等の設置など、子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	全　部　局
210	「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進	外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進を図ります。 ◆数値目標◆ 赤ちゃんの駅（仮）の設置か所数：（未設置）　⇒　30か所	子　ど　も 育　成　課
211	子どもを連れての利用に配慮した施設の情報の提供	公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。	子　ど　も 育　成　課

（2）子どもの安全確保

基本方針

都市化の進展等による交通事故の増加に加え、昨今、子どもを狙った犯罪が増加しており、子育て家庭における「子どもの安全確保」の問題は非常に重要なものとなっています。

本市では、子どもの安全確保を図るため、子どもを見守るサポーター制度や校区内パトロール隊による巡回活動など、地域を主体とした子どもの見守り活動を促進しています。ニーズ調査結果では、小学生保護者が評価している市の子育て環境の第２位に地域での犯罪・事故防止活動があがっていることから、このような地域での見守り活動が一定評価されていることがわかります。

犯罪・事故防止対策は、今後の施策要望においても経済的支援についてニーズが高くなっていることから、今後も、交通事故や子どもを狙った犯罪から子どもを守るため、子ども自身や保護者に対する交通安全・防犯意識の啓発を図るとともに、地域や警察等の関係機関と協働し、交通安全・防犯対策など、子どもの安全確保対策の充実を図ります。

施策の方向

①　交通安全対策の充実

■学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する交通安全教育の充実を図ります。また、運転者に対しても交通安全意識の向上に努めます。

■地域で交通安全指導等を行う人材の育成に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
212	交通安全教育の推進	警察や交通安全協会等と連携し、児童生徒や保護者に対し、交通安全に関する教育・啓発を行います。また、運転者に対し、交通法令等の遵守や交通マナーの向上などの広報・啓発を行います。さらに、PTA・自治会等による安全登校指導なども行います。 ◆数値目標◆ 交通安全教室への子どもの参加者数：8,816人　⇒　12,000人	道　路　課
213	交通安全指導員等の人材育成	地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図ります。	道　路　課
214	チャイルドシートの普及促進	警察や交通安全協会等と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について啓発を行います。	道　路　課

②　防犯対策の充実

■学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する防犯教育の充実を図ります。

■地域住民による子どもの見守りや防犯活動の推進を図ります。

■スクールカウンセラーなどを活用し、犯罪などの被害にあった子どもや保護者に対する相談や支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
215	防犯教育の推進	学校等において、児童生徒や保護者に対し、不審者への対応などの防犯に関する教育・啓発を行います。	教育センター 青少年育成課
216	防犯情報ネットワークの実施	子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、学校・幼稚園・認可保育所・学童保育所などにファックスで流すことで、情報の共有化を図り、迅速な対応を行います。	教育部 子ども育成課 児童保育課
217	防犯啓発講座の開催	市民の防犯意識の高揚を図るため、出前講座による防犯対策に関する講座を開催します。 ◆数値目標◆ 出前講座の開催回数：年間５回　⇒　年間９回	生活安全推進室
218	防犯意識の高揚のための啓発	広報くるめに防犯シリーズを掲載し、市民の防犯意識の高揚を図ります。	生活安全推進室
219	子どもの安全等を見守るサポーター制度の活用	地域住民の様々な活動の中で、常日頃から地域の子どもを見守るサポーター制度を活用し、常時、子どもが誰かに見守られているような地域環境づくりに努めます。	青少年育成課
220	地域防犯活動の推進	PTAや青少年育成関連団体などと連携し、校区内のパトロール隊による登下校時の巡回などの防犯活動を推進するとともに、その活動の支援を行います。	青少年育成課
221	学校における防犯対策の充実	緊急対応マニュアルの充実を図るとともに、それに基づく防犯訓練の実施や、学校の状況に応じた施設面での対応を行います。	施設整備課 学校教育課
222	職員防犯パトロールの実施	安全で安心な久留米市の実現に資するため、職員が業務で市内を移動する際に、「防犯パトロール中」のステッカーを貼った公用車を運転することにより、地域防犯活動を行います。	生活安全推進室
223	青色回転灯パトカー貸与事業の実施	自主防犯パトロールを行う団体に対して、青色回転灯パトカーを貸与することにより、地域防犯活動による犯罪予防効果の向上を狙います。 ◆数値目標◆ 青色回転灯パトカー貸与件数：151件　⇒　220件以上	生活安全推進室

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
再掲137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
再掲138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課

第5章　計画の施策評価指標と施策数値目標一覧

（１）計画の施策評価指標

本計画では、利用者の視点にたって、計画全体や基本目標・基本施策ごとに、その取り組みの成果を測るための目安となる「施策評価指標」を以下のように設定します。

なお、計画全体の指標である「市民満足度指数」の現状値は、平成21年度に実施した「第32回市民意識調査」における行政施策の満足度を使用しています。満足度指数とは、市民意識調査における施策の満足度を、満足：６点、やや満足：４点、やや不満：２点、不満：０点として、対象者の回答を平均化した数値です。また、基本目標１～４の指標の現状値は、平成20年度に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」より算出した数値を使用しています。目標値は、平成26年度の目標値です。

分　野	指　標	現　状	目　標
計画全体	子育て支援体制の充実　市民満足度指数	2.64	3.50以上
	青少年健全育成　市民満足度指数	2.51	3.00以上
基本目標１ 安心して子育てできる環境づくり	（１）保育サービス等の充実 「保育サービス等が利用しやすい」と評価している保護者の割合	50.4%	65%以上
	（２）子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進 「子育てについて気軽に相談できる人・相談窓口がある」と評価している保護者の割合	48.4%	60%以上
	（３）地域での交流の場づくりや子育てを支える活動の促進 「ボランティアや地域住民等の子育て支援が活発である」と評価している保護者の割合	44.0%	60%以上
	（４）きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援 「ひとり親家庭や障害児家庭等への支援がある」と評価している保護者の割合	28.4%	40%以上
	（５）子育てと仕事の両立の推進 「子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる」と評価している保護者の割合	14.4%	40%以上
	（６）子育てに関わる経済的負担の軽減 「子育ての経済的負担軽減の取り組みがある」と評価している保護者の割合	22.3%	50%以上
基本目標２ 子どもが健やかに育つ環境づくり	（１）親子の健康づくり支援 「母親・乳幼児の健康づくりに対する支援がある」と評価している保護者の割合	51.5%	65%以上
	（２）思春期の健康づくり支援 「思春期の健康づくりに対する支援がある」と評価している保護者の割合	10.4%	40%以上
	（３）小児医療の充実 「小児医療の体制が充実している」と評価している保護者の割合	71.0%	75%以上

分　野	指　標	現　状	目　標
基本目標3 子どもの生きる力を育む環境づくり	（1）次世代を育む親となるための支援 「次代の親となるための教育がなされている」と評価している保護者の割合	29.6%	50%以上
	（2）教育環境の充実 「幼稚園、小・中学校等の教育環境が充実している」と評価している保護者の割合	53.0%	65%以上
	（3）子どもの育ちを育む施策の充実 「小・中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある」と評価している保護者の割合	54.4%	65%以上
基本目標4 子育て・子育ちにやさしい環境づくり	（1）子育てに配慮した生活環境の整備 「子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされている」と評価している保護者の割合	25.5%	40%以上
	（2）子どもの安全確保 「地域で子どもを犯罪や事故等から守る取り組みがある」と評価している保護者の割合	53.2%	65%以上

（2）計画の施策数値目標一覧

第２部基本計画第1～4章の具体的施策において、数値目標を設定した施策は以下のとおりです（再掲）。なお、本計画に掲げている数値目標については、今後事業の見直しなども想定されますので、これについては、毎年の進行管理の中で、弾力的に見直すこととします。

◆数値目標等については、特に明示がない限り、「現状（平成21年度）」⇒「目標（平成26年度）」を表す。

分野	施策番号	施策の名称	数値目標
基本目標1 安心して子育てできる環境づくり	1	通常保育事業の充実	受入可能数：7,180人／日　⇒　7,450人／日
	2	延長保育事業の充実	受入可能数：2,818人／日　⇒　3,400人／日 実施か所数：51か所　⇒　57か所
	3	夜間保育事業の推進	受入可能数：（未実施）　⇒　30人／日以上 実施か所数：（未実施）　⇒　１か所以上
	4	休日保育事業の充実	受入可能数：50人／日　⇒　60人／日 実施か所数：３か所　⇒　４か所
	6	放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）の充実	受入可能数：3,140人／日　⇒　3,580人／日 放課後児童クラブ数：50か所　⇒　59か所
	7	第三者評価制度の充実	公立保育所での第三者評価実施か所数： ２か所　⇒　10か所
	8	保育士（認可保育所）研修の実施	保育士研修参加人数： 3,145人　⇒　計画期間内延べ16,000人
	11	園児と地域住民との交流の促進	実施か所数：29か所　⇒　35か所
	13	病児・病後児保育事業の充実	受入可能数：10人／日　⇒　15人／日 実施か所数：２か所　⇒　３か所
	14	子どもの一時預かり事業の充実	受入可能数：130人／日　⇒　213人／日 実施か所数：26か所　⇒　26か所以上
	16	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施	受入可能数：５人／日　⇒　継続する 実施か所数：１か所　⇒　継続する 利用件数：０件　⇒　10件
	17	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	受入可能数：10人／日　⇒　継続する 実施か所数：２か所　⇒　継続する 利用件数：２件　⇒　10件
	18	ファミリー・サポート・センター事業の充実	会員数：805人　⇒　1,200人 活動件数：2,496件　⇒　3,000件
	19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	エンゼル応援隊年間延べ派遣回数：636回　⇒　820回
	21	地域子育て支援センター事業の充実	地域子育て支援センターサロンの利用者数： 38,388人　⇒　40,000人 実施か所数：８か所　⇒　９か所
	22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	訪問率：98%　⇒　100%
	23	保育所の地域開放の促進	年間延べ参加者数(公立)：2,514人　⇒　4,022人 実施か所数：42か所　⇒　51か所
	24	子育て支援全般の情報提供の充実	主な子育て支援サービスの認知度（知らないの割合）： ・ファミリー・サポート・センター事業： 39.5%（20年度）　⇒　30%以下 ・エンゼル支援訪問事業： 31.7%（20年度）　⇒　20%以下 ・地域子育て支援センター事業　： 19.3%（20年度）　⇒　15%以下

分野	施策番号	施策の名称	数値目標
基本目標1 安心して子育てできる環境づくり	26	子育て関連情報誌の発行	「くるめ 子育て便利マップ」の配布数：9,000冊 ⇒ 12,000冊
	28	子育てフォーラムの開催	延べ参加者数：2,144人 ⇒ 2,300人
	35	ブックスタート事業の実施	ブックスタート事業への参加率：51.5% ⇒ 58%以上
	38	児童虐待防止に関する啓発	通告義務の認知度：－% ⇒ 50%以上 通告窓口の認知度：－% ⇒ 50%以上
	45	つどいの広場事業の推進	子育て交流プラザ「くるるん」利用者数：48,959人 ⇒ 54,000人 信愛つどいの広場利用者数：3,980人 ⇒ 6,300人 実施か所数：２か所 ⇒ ８か所
	46	子育てサークルの育成・支援	子育てサークル登録団体数：86団体 ⇒ 100団体
	51	地域子育て支援組織（すくすく子育て委員会等）の充実	校区サロン利用者数：12,194人 ⇒ 13,000人 組織数：29か所 ⇒ 31か所
	52	子育て支援ボランティアの育成・支援	子育てパートナー登録者数：81人 ⇒ 計画期間内延べ200人
	56	母子家庭への就労支援	就業・自立支援センターにおける就職率：87.7% ⇒ 90%以上
	57	高等技能訓練促進費事業の実施	受給者の就職率：83% ⇒ 90%以上
	59	母子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定対象者の就職率：37.5% ⇒ 90%以上
	66	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	助成利用者数：２人 ⇒ 20人
	69	発達支援事業の充実	相談者数（専門相談）：500人 ⇒ 800人 訓練利用者数：4,444人 ⇒ 5,800人
	72	就学相談の充実	全児童生徒における就学相談会への参加率：３% ⇒ ３%以上
	78	障害児教育進路指導事業の実施	卒業後一般就労した生徒の割合：０% ⇒ 20%以上
	80	発達障害についての情報提供と啓発	発達障害の認知度（市民意識調査）：44.9% ⇒ 50%以上
	100	男性の子育て意識向上のための啓発の実施	父親・母親が同じくらい子どもの世話をやっている割合：10.6%（20年度）⇒ 30%以上
	101	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰事業所数：14か所 ⇒ 23か所
	102	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	育児休業制度導入事業所率（市内の10人以上の常用労働者雇用事業所）：67.2%（19年度） ⇒ 75%以上
基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり	111	妊婦健康診査の実施	妊婦健康診査の受診率：98.2% ⇒ 100%
	113	新生児やハイリスク者に対する訪問指導の実施	新生児訪問率：83.1% ⇒ 100%
	120	乳幼児健康診査の実施	乳幼児健診の受診率：４か月児93.0%・10か月児92.2%・１歳６か月児90.5%・３歳児84.6% ⇒ 100%
	121	乳幼児歯科保健事業の推進	虫歯のない幼児（３歳）の割合：74.5% ⇒ 80%以上

分野	施策番号	施策の名称	数値目標
基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり	126	乳幼児の食育の推進	朝食で野菜を摂取する児童の割合：55%（16年度）⇒ 65%以上 朝食を食べる児童の割合：90%（16年度）⇒ 95%以上
	131	食育プログラムの研究推進・食育啓発の促進	朝食をほぼ毎日食べる小・中学生の割合：85%（18年度）⇒ 95%以上
	142	小児救急医療事業の実施	平均待ち時間：20分 ⇒ 毎年度20分以内
基本目標3 子どもの生きる力を育む環境づくり	144	学校教育における男女共同参画教育の推進	男女共同参画教育推進計画策定校数：54校／63校 ⇒ 63校／63校
	145	男女がともに関わる子育ての啓発等の実施	子育て支援講座（パパ・ママ応援セミナー）参加者数：199人 ⇒ 300人
	146	乳幼児ふれあい体験事業の推進	中・高生子育てボランティア参加者数：16人 ⇒ 計画期間内延べ100人
	148	幼児教育の研究・啓発	作成回数：8回 ⇒ 10回 幼児教育研究所の認知度（知らないの割合）：52%（20年度）⇒ 40%以下
	150	幼稚園研修の支援	幼稚園教諭研修会参加者数：92人 ⇒ 150人
	151	幼保小連携体制の充実	幼保小合同研究会参加者数：330人 ⇒ 350人
	152	子どもの読書環境の整備	市立図書館児童図書冊数：201,608冊 ⇒ 230,000冊
	153	特色ある学校づくり（21生き活きスクール事業など）の推進	年間地域活用時間数：小・中学校35時間 ⇒ 継続する
	157	国際理解教育の推進	小学校高学年（５・６年生）の外国語活動（35時間）実施校数：41校／46校 ⇒ 46校／46校
	160	福祉教育の推進	小・中学校におけるボランティア活動（清掃活動など）実施校数：57校／63校 ⇒ 63校／63校
	161	環境教育の推進	学校版環境ISO実施校数：53校／63校 ⇒ 63校／63校
	165	地域学校協議会（学校評議員制度を含む）の活用	地域学校協議会の配置校数：46校／63校 ⇒ 63校／63校
	167	学校施設の整備充実	小・中学校耐震化率：56.3% ⇒ 100%
	169	不登校児童対策事業（適応指導教室「らるご久留米」）の実施	らるご久留米への通級率：68% ⇒ 85%以上
	172	青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾）の実施	土曜塾に参加する子どもの数：29,123人 ⇒ 32,000人 実施か所数：39校区／46校区 ⇒ 46校区／46校区
	175	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	児童センター来館者数：24,841人 ⇒ 25,000人
	179	わんぱく活動推進事業の実施	プレーリーダー登録者数：16人 ⇒ 延べ30人
	182	通学合宿（わくわく遊友体験塾など）の実施	事業参加者の地域行事への参加意欲度：79.6% ⇒ 80%以上

分野	施策番号	施策の名称	数値目標
基本目標4 子育て・子育ちにやさしい環境づくり	197	市営住宅等建替事業の推進	市営住宅ストック総合活用計画による市営住宅建替目標戸数：年間60戸程度
	206	バリアフリー歩行空間ネットワークの整備	歩行空間整備実施目標路線数：計画期間内９路線
	210	「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進	赤ちゃんの駅（仮）の設置か所数：（未設置）　⇒　30か所
	212	交通安全教育の推進	交通安全教室への子どもの参加者数：8,816人　⇒　12,000人
	217	防犯啓発講座の開催	出前講座の開催回数：年間５回　⇒　年間９回
	223	青色回転灯パトカー貸与事業の実施	青色回転灯パトカー貸与件数：151件　⇒　220件以上

第３部　計画の推進

第1章　計画推進の方策

（1）関係団体等との連携

行動計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

（2）計画の進行管理

関係各部局と連携し、各事業の推進を図りながら、関係各部局からなる「くるめ 子ども・子育てプラン推進委員会」において、計画に基づく各施策・事業の実施状況を年度ごとに整理し、点検・評価を行います。

また、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

（3）利用者の視点にたった点検・評価

この計画では、利用者の視点にたった点検・評価を行うため、個別施策の実施状況だけでなく、各施策を実施した結果、計画全体や各施策分野の目指す目的にどれだけ近づいたか、という成果を測るための指標（施策評価指標）を設定しました。

評価指標については、毎年実施している市民意識調査や、補完的な調査の実施等により、現状把握に努め、点検・評価を行います。

また、評価指標以外にも、各サービスについての満足度調査を実施するなど、利用者の意見をサービスの充実・改善につなげるためのしくみづくりに努めます。

（4）計画内容や進捗状況の周知

前期計画と同様に、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知します。

あわせて、これらに対する市民意見の聴取に努め、行動計画の推進や次期計画見直しなどに反映していきます。

（5）社会経済情勢等に対応した計画の推進

行動計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するために必要に応じて見直しを行います。

第2章　計画推進のための各主体の役割

基本的視点③や前章（１）で整理したとおり、次世代育成支援対策は、家庭をはじめ、地域や企業、行政等のさまざまな主体が、それぞれに期待される役割を果たしながら、協働して取り組むことが大切です。

本章では、計画推進に特に関連の深い主体ごとに、期待される役割や目指す姿、また、目指す姿にどれだけ近づいたかを測る指標（目安）を整理しました。

これらを参考にしながら、各主体ごとに取り組みを進め、社会全体で協働して、子どもの笑顔があふれるまちづくりの実現を目指しましょう。

（1）家庭の役割

◆男女がともに協力して子育てに関わり、子育ての喜びや責任を分かち合いましょう。

◆家庭は子どもの教育の出発点です。幼少期から、規則正しい生活習慣や、挨拶等の社会のマナー、物事の善悪の判断等の基本的な倫理観などを身につけさせましょう。

【目指す姿】男女がともに協力して子育てに関わっている
【指　　標】父母が同じくらい子どもの身の回りの世話をしている家庭の割合
平成20年度：10.6%　⇒　平成26年度：30%以上

（2）地域（市民や地域団体等）の役割

◆市民一人ひとりが子育てに対する理解と関心を深め、子育て支援や子どもの健全育成に協力し、子どもや子育て家庭を支えましょう。

◆民生委員・児童委員、主任児童委員や、ボランティア・NPOなどの地域の関係団体は、行政サービスでは行き届かないきめ細やかな活動を行うことができます。このような特性を活かし、子育て支援や子どもの健全育成活動を推進しましょう。

【目指す姿】地域の人が子どもと関わりを持っている（子どもへのあいさつ、交流等）
【指　　標】地域の子どもと関わりがない人の割合
平成20年度：31.3%　⇒　平成26年度：減少

（3）企業の役割

◆男女とも多様な働き方の選択ができ、子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに努めましょう。
◆労働者一人ひとりのライフステージに合わせて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる雇用環境の整備に努めましょう。

【目指す姿】子育て中の従業員に配慮した雇用環境が整備されている
【指　　標】育児休業制度を導入している事業所の割合
（10人以上常用労働者を雇用している事業所）
平成19年度：67.2%　⇒　平成26年度：75%以上

（4）行政の役割

◆本行動計画に基づき、市民ニーズに即した次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に展開します。
◆家庭や地域、企業等に対して、次世代育成支援の重要性を啓発し、理解・協力を求め、これらの各主体と連携・協働して、次世代育成支援対策を推進します。

【目指す姿】「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、各施策が実施されている
【指標（目標）】子育て支援体制の充実
市民満足度指数　平成21年度：2.64　⇒　平成26年度：3.50以上

青少年健全育成
市民満足度指数　平成21年度：2.51　⇒　平成26年度：3.00以上

資　料　編

1　子ども・子育てに関する統計データ

（1）少子化の状況

①　人口の推移

本市の総人口は減少を続けており、平成21年４月１日現在303,233人となっています。年齢３区分別人口の推移をみると、年少人口（０～14歳）は、平成16年：46,589人（総人口に占める割合：15.3%）から平成21年：44,356人（同：14.6%）と、直近5年間で2,233人の減となっています。一方、老年人口（65歳以上）は平成16年：56,779人（同：18.6%）から平成21年：64,287人（同：21.2%）に増加しています。このように、久留米市においても着実に少子高齢化は進行しています。

人口の推移

（単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	305,380	305,257	304,989	304,785	303,721	303,233
年少人口 （０～14歳）	46,589 15.3%	46,100 15.1%	45,628 15.0%	45,271 14.9%	44,644 14.7%	44,356 14.6%
生産年齢人口 （15～64歳）	202,012 66.2%	201,005 65.8%	199,530 65.4%	198,102 65.0%	196,169 64.6%	194,590 64.2%
老年人口 （65歳以上）	56,779 18.6%	58,152 19.1%	59,831 19.6%	61,412 20.1%	62,908 20.7%	64,287 21.2%

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

年齢３区分別人口構成比の推移

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

②　年齢３区分別人口構成比の比較

本市の平成21年４月１日現在の人口構成比を福岡県・全国と比較すると、本市の年少人口（０～14歳）は総人口の14.6%を占めており、福岡県（13.9%）や全国（13.4%）をやや上回っているものの、ほぼ同じ構成比となっています。

年齢３区分別人口構成比の比較〔久留米市・福岡県・全国〕（平成21年）

資料：全国-総務省統計局　推計人口（平成21年１月１日現在　確定値）
福岡県-住民基本台帳人口（平成21年４月１日現在）
久留米市-住民基本台帳人口（平成21年４月１日現在）

③　18歳未満人口の推移

18歳未満人口は０～５歳・６～11歳・12～17歳の全ての年齢階層で、一貫して減少を続けており、平成21年４月１日現在、０～５歳人口は17,008人、６～11歳人口は18,085人、12～17歳人口は18,770人となっています。

０～５歳人口の推移

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

6～11歳人口の推移

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

12～17歳人口の推移

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

④　将来人口推計

総人口の将来推計結果をみると、本市は今後も人口減少・少子高齢化が進行し、後期計画最終年度（平成26年度）には、総人口は297,881人となる見込みです。

また、計画最終年度（平成26年度）の18歳未満の将来推計人口は50,801人であり、0～5歳・6～11歳・12～17歳のいずれにおいても、更に減少を続ける見込みです。

総人口の将来推計

資料：平成16～20年住民基本台帳人口（各年４月１日現在）をもとにコーホート変化率法により推計。

18歳未満人口の将来推計

資料：平成16～20年住民基本台帳人口（各年４月１日現在）をもとにコーホート変化率法により推計。

（2）出生の状況

①　出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成16年の3,009人から翌年の平成17年に2,800人台に減少しましたが、平成18年以降は2,900人台で推移しています。

また、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、本市・福岡県・全国のいずれにおいても緩やかに増加しています。また、本市は、福岡県・全国に比べてやや高い水準で推移しており、平成20年では1.47となっているものの、人口を維持するのに必要な水準の2.08には及びません。

出生数の推移

資料：人口動態統計

合計特殊出生率の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
久留米市	1.38	1.36	1.42	1.42	1.47
福岡県	1.25	1.26	1.30	1.34	1.37
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

資料：全国・福岡県-人口動態統計、久留米市-各年版県保健統計年報を元に算出

（3） 婚姻の状況

① 婚姻件数と婚姻率の推移

本市の婚姻件数は、年間1,700～1,800件前後で推移しており、平成20年では1,820件となっています。また、婚姻率は、福岡県・全国とほぼ同率の6.0前後で推移しています。

婚姻件数・婚姻率（人口千対）の推移

資料：人口動態統計

② 未婚率の推移

性・年齢別に未婚率をみると、男女とも、また20・30代の全ての年齢階層で未婚率は上昇しており、特に、男性の30代、女性の20代後半～30代前半で顕著です。

未婚率の推移

資料：国勢調査

未婚率の比較〔久留米市・福岡県・全国〕（平成17年）

（単位：人）

	男 性					女 性				
	久留米市			福岡県	全国	久留米市			福岡県	全国
	総数	未婚数	未婚率	未婚率	未婚率	総数	未婚数	未婚率	未婚率	未婚率
20～24歳	10,260	9,585	93.4%	93.3%	93.4%	9,840	8,738	88.8%	89.6%	88.7%
25～29歳	9,712	6,603	68.0%	70.5%	71.4%	10,628	6,426	60.5%	62.3%	59.0%
30～34歳	10,803	4,714	43.6%	45.3%	47.1%	11,330	3,687	32.5%	34.9%	32.0%
35～39歳	9,345	2,737	29.3%	28.1%	30.0%	10,061	1,995	19.8%	20.5%	18.4%

資料：国勢調査（平成17年）

（4）子育て家庭の状況

①　世帯数及び一世帯あたり人員の推移

国勢調査による世帯数の推移をみると、本市の世帯数は一貫して増加しているものの、一世帯あたり人員は減少を続けており、平成17年では一般世帯数：111,179世帯、一世帯あたり人員：2.66人と、世帯の核家族化が進行しています。

世帯数及び一世帯あたり人員の推移

資料：国勢調査

②　子どもがいる世帯数の推移

一般世帯数は増加している一方、子どもがいる世帯数は減少しており、平成17年では６歳未満がいる世帯：13,197世帯（一般世帯に占める割合：11.9%）、18歳未満がいる世帯：30,981世帯（同：27.9%）となっています。

また、子どもがいる世帯の中で、親と子のみの核家族世帯の割合は一貫して上昇しており、平成17年では、子育て家庭の８割弱が核家族世帯となっています。

子どもがいる世帯数の推移

（単位：世帯）

	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年
一般世帯数	84,185	90,308	100,204	106,969	111,179
６歳未満がいる世帯	16,876	14,617	13,980	13,692	13,197
一般世帯に占める割合	20.0%	16.2%	14.0%	12.8%	11.9%
18歳未満がいる世帯	40,874	37,732	35,300	32,873	30,981
一般世帯に占める割合	48.6%	41.8%	35.2%	30.7%	27.9%

資料：国勢調査

子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
6歳未満がいる核家族世帯	62.5%	65.0%	70.7%	76.0%	78.5%
18歳未満がいる核家族世帯	65.8%	66.4%	68.0%	71.0%	74.2%

資料：国勢調査

③　ひとり親家庭の状況

一般世帯数に占めるひとり親家庭の割合は、平成17年現在、母子家庭世帯：2.2%、父子家庭世帯：0.2%と、福岡県とほぼ同率となっています。また、母子家庭世帯については、全国の割合をやや上回っています。

ひとり親家庭の状況（平成17年）

（単位：世帯）

	一般世帯数	母子家庭世帯		父子家庭世帯	
		実数	構成比	実数	構成比
久留米市	111,179	2,479	2.2%	211	0.2%
福岡県	1,984,662	38,806	2.0%	3,957	0.2%
全国	49,062,530	749,048	1.5%	92,285	0.2%

資料：国勢調査（平成17年）

（5）就業の状況

①　男性の就業率

男性の就業率は、20代後半～50代後半にかけて８～９割の水準にありますが、年次別の推移をみてみると、各年齢階層において就業率が下がっています。

男性の就業率の推移

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
平成7年	15.0%	65.4%	90.2%	94.1%	94.3%	94.1%	93.7%	92.9%	88.1%	67.0%
平成12年	12.7%	60.7%	84.9%	89.6%	92.3%	92.3%	91.4%	90.2%	86.8%	62.8%
平成17年	15.1%	57.8%	82.5%	86.4%	89.1%	90.8%	90.4%	89.1%	85.2%	65.4%

資料：国勢調査

②　女性の就業率

女性の年齢別就業率をみると、30代で就業率がやや低下しており、30代の女性では結婚や出産をきっかけにした離職が多いことがわかります。また、女性の年次別の就業率は、10代後半・20代前半を除き一貫して上昇しています。

女性の就業率の推移

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
平成7年	13.3%	68.3%	63.0%	53.6%	59.6%	67.7%	68.9%	64.4%	52.7%	36.5%
平成12年	12.9%	64.1%	65.5%	56.8%	60.1%	68.3%	70.3%	64.8%	56.1%	36.0%
平成17年	14.0%	61.1%	68.7%	60.4%	63.0%	69.5%	71.9%	67.9%	60.1%	39.6%

資料：国勢調査

（6）保育所や幼稚園、小・中学校等の状況

①　認可保育所の状況

平成21年現在、久留米市には66園の認可保育所（公立：15園、私立：51園）があります。また、同年４月１日現在では6,760人（公立：1,380人、私立：5,380人）が入所しており、０～５歳人口の39.7%が認可保育所を利用しています。

また、定員に対する入所者の割合（入所率）は、平成17年以降95%程度で推移しています。

認可保育所の状況

（単位：人、園）

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所対象児童数（0-5歳）【A】		18,042	17,723	17,536	17,236	17,008
認可保育所数		66	66	66	66	66
	公立	20	19	17	16	15
	私立	46	47	49	50	51
定員【B】		6,950	7,060	7,110	7,105	7,180
入所児童数（4月1日現在）【C】		6,643	6,732	6,742	6,700	6,760
	公立	1,864	1,827	1,568	1,483	1,380
	私立	4,779	4,905	5,174	5,217	5,380
入所率【C／B】		95.6%	95.4%	94.8%	94.3%	94.2%
利用率【C／A】		36.8%	38.0%	38.4%	38.9%	39.7%

資料：保健福祉事業概要、保育所月報

②　幼稚園の状況

平成21年現在、久留米市には30園の私立幼稚園があり、公立幼稚園はありません。

同年５月１日現在では3,612人が入園しており、３～５歳人口の43.2%が幼稚園を利用しています。

また、定員に対する入園者の割合（入園率）は減少しており、平成21年では64.4%となっています。

幼稚園の状況

（単位：人、園）

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入園対象児童数（3-5歳）【A】		9,198	8,905	8,652	8,360
幼稚園数		30	30	30	30
	公立	0	0	0	0
	私立	30	30	30	30
定員【B】		5,550	5,555	5,555	5,605
在園児童数（5月1日現在）【C】		4,208	3,959	3,845	3,612
	公立	0	0	0	0
	私立	4,208	3,959	3,845	3,612
入園率【C／B】		75.8%	71.3%	69.2%	64.4%
利用率【C／A】		45.7%	44.5%	44.4%	43.2%

資料：保健福祉事業概要、学校基本調査

③　小学校・中学校の状況

平成21年現在、久留米市立小学校は46校あり、647学級（うち特別支援学級：68学級）で、17,578人の児童が通学しています。

また、久留米市立中学校は17校あり、260学級（うち特別支援学級：31学級）で、8,411人の生徒が通学しています。

小学校・中学校の状況

（単位：人、学級）

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校（46校）	学級数	646	642	637	646	647
	特別支援学級	51	51	57	68	68
	児童数	18,069	17,967	17,753	17,673	17,578
中学校（17校）	学級数	258	256	259	254	260
	特別支援学級	24	24	26	26	31
	生徒数	8,552	8,486	8,542	8,353	8,411

資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

④　放課後児童クラブの状況

平成21年５月１日現在、久留米市には49の放課後児童クラブがあります。また、１～３年生全児童の30.1%（2,633人）が登録しており、登録児童数及び利用率は増加を続けています。

放課後児童クラブの状況

（単位：人、か所）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所対象児童数（１-３年生）【A】	9,018	8,893	8,858	8,730	8,754
放課後児童クラブ数	42	42	44	48	49
登録児童数（１-３年生）【B】	2,350	2,383	2,530	2,568	2,633
利用率【B／A】	26.1%	26.8%	28.6%	29.4%	30.1%

資料：久留米市学童保育所連合会及び各校区運営委員会（総合支所管内、平成20年まで）データ（各年５月１日現在）

(7) 青少年の問題や虐待等に関する状況

① いじめや不登校の状況

福岡県内でのいじめ認知件数（発生件数）は、いじめの定義が見直された平成18年度では2,000人を超えていたものの、その後は減少し、平成20年度では639件となっています。

久留米市内の不登校児童生徒数は、小学校・中学校を合わせると、平成17年度以降、300人を超えて推移しており、平成19年度は409人となりました。また、不登校児童生徒の出現率（全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合）は、全国、福岡県より高い水準となっています。

本市の不登校対策事業である適応指導教室（らるご久留米）においては、年間20～50人程度の児童生徒を受け入れています。

福岡県内のいじめ認知件数（発生件数）の推移

（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	51	30	665	284	168
中学校	150	110	1,092	460	328
高等学校	13	18	255	197	142
特別支援学級	12	2	7	4	1
合　計	226	160	2,019	945	639

資料：文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について」（各年度版）
（注）平成18年度より「いじめ」の定義を見直すとともに、発生件数を認知件数に。

久留米市内の不登校児童生徒数の推移

（単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	44	58	61	80	40
中学校	249	300	314	329	286
合　計	293	358	375	409	326

資料：文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について」（各年度版）

小・中学校における不登校児童生徒の出現率の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
久留米市	1.23%	1.34%	1.41%	1.56%	1.25%
福岡県	1.07%	1.12%	1.16%	1.16%	1.17%
全国	1.14%	1.13%	1.18%	1.20%	1.18%

資料：文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について」（各年度版）

適応指導教室（らるご久留米）受入児童生徒数の推移

（単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	8	3	3	1	3
中学校	27	50	49	21	21
合　計	35	53	52	22	24

資料：市青少年育成課調べ（各年度３月現在在籍児童・生徒数）
（注）久留米市外からの受入数含む

②　少年非行の状況

久留米市管内４警察署（久留米警察・小郡警察・うきは警察・城島警察）及び市青少年育成課での非行少年等に対する補導・指導状況をみると、補導・指導した少年の人数は、平成19・20年の直近２年間で、それぞれ10,000人前後と増加しています。学職別にみると、中学生や高校生、無職少年が多く、特に中学生の増加が顕著です。行為別にみると、喫煙や深夜徘徊が多くなっています。

また、久留米市管内４警察署での刑法犯少年の検挙補導数は、平成17年以降、500～600人前後で推移しており、なかでも窃盗犯が多くなっています。

久留米市域での補導・指導状況の推移

資料：福岡県警察本部、市青少年育成課調べ

久留米市域での補導・指導状況（学職別）の推移

（単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
小学生	29	24	25	30	21
中学生	1,258	955	1,537	2,779	3,303
高校生	3,053	2,747	3,757	4,232	3,715
有職少年	512	449	644	952	757
無職少年	2,111	1,309	1,686	2,485	2,157
大学生その他	26	75	127	55	45
合　　計	6,989	5,559	7,776	10,533	9,998

資料：福岡県警察本部、市青少年育成課調べ

久留米市域での補導・指導状況（行為別）の推移

（単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
喫煙	2,879	1,966	2,694	3,932	3,803
深夜徘徊	3,315	2,991	4,301	5,576	4,975
怠学	150	70	77	339	405
薬物乱用	120	36	17	10	0
不良交友	257	194	227	308	514
飲酒	92	73	102	116	95
その他	176	229	358	252	206
合　　計	6,989	5,559	7,776	10,533	9,998

資料：福岡県警察本部、市青少年育成課調べ

久留米市域での刑法犯少年の検挙補導状況の推移

（単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
凶悪犯	2	4	3	1	5
粗暴犯	43	45	37	45	44
窃盗犯	337	247	239	228	241
知能犯	8	4	0	0	12
風俗犯	1	2	0	4	1
その他	460	251	250	367	230
合　　計	851	553	529	645	533

資料：福岡県警察本部調べ

③　児童虐待の相談件数

久留米児童相談所及び市家庭子ども相談課に寄せられる児童虐待に関する相談は、平成20年度は214件でしたが、平成18年度は344件の相談が寄せられました。

児童相談所及び市家庭子ども相談課における児童虐待相談受付件数の推移

資料：久留米児童相談所、市家庭子ども相談課調べ

（8）交通事故発生の状況

①　交通事故の発生件数・死傷者数

平成20年の久留米市における交通事故の発生件数は3,272件、死傷者数は4,116人であり、依然として多い状況です。

久留米市における交通事故の発生件数・死傷者数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
発生件数	3,586	3,695	3,583	3,440	3,272
死傷者数	4,298	4,453	4,295	4,506	4,116

資料：交通年鑑

2　次世代育成支援に関するニーズ調査結果

平成20年12月～平成21年１月に実施した、「久留米市次世代育成支援に関するニーズ調査」の主な調査結果は以下のとおりです。

調査設計及び回収結果

	就学前児童 保護者用調査	小学生 保護者用調査	一般市民用 調査
調査対象	就学前児童を 養育する保護者	小学生を 養育する保護者	20～69歳の市民
対象抽出方法	住民基本台帳による 層化無作為抽出	住民基本台帳による 層化無作為抽出	住民基本台帳による 層化無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収
標本数	2,500人	2,500人	2,000人
有効回収数 （有効回収率）	1,506人 （60.2%）	1,593人 （63.7%）	902人 （45.1%）
調査期間	平成20年12月５日～平成21年１月６日		

（1）主な保育者

①　主な保育者

子どもの身の回りの世話を主にしている人（主な保育者）は、就学前児童・小学生ともに「主に母親」（就学前児童：84.9%、小学生：79.1%）が８割前後を占めており、「父親・母親が同じくらいやっている」はそれぞれ１割前後（就学前児童：9.9%、小学生：11.4%）となっています。

主な保育者

（注）図表中等の「就学前児童」とは就学前児童保護者用調査結果、「小学生」とは小学生保護者用調査結果、「一般市民」とは20～69歳の市民用調査結果を表す（以下、同じ）。

（2）保護者の就労状況

①　保護者の就労状況

父親・母親の就労状況別に家庭類型を整理すると、就学前児童では「片働き家庭（フルタイムと未就労）」が最も多く、４割（39.6%）を占めています。また、小学生では「共働き家庭（フルタイムとパート等）」（36.0%）が最も多く、次いで「共働き家庭（フルタイム）」（30.5%）となっており、これらをあわせると共働き家庭が６割を超えています。

保護者の就労状況別家庭類型

②　フルタイム就労者の１週あたり就労時間

フルタイムで就労している保護者の１週あたり就労時間をみると、就学前児童・小学生ともに、父親では「40～50時間未満」（就学前児童：37.2%、小学生：35.9%）が最も多いものの、60時間以上働いている人も３割程度います（就学前児童：31.2%、小学生：28.5%）。

母親は、父親に比べて、就労時間が短い人の割合が高く、就学前児童・小学生ともに「40～50時間未満」（就学前児童：59.5%、小学生：58.5%）が６割を占めて最も多くなっています。

父親の１週あたり就労時間

母親の１週あたり就労時間

③　母親（未就労者）の就労意向

就労していない母親の今後の就労意向については、就学前児童では「１年より先で、子どもがある程度大きくなったら働きたい」（58.1%）が最も多く、６割弱を占めています。小学生になると「１年より先で、子どもがある程度大きくなったら働きたい」との回答は４割弱（37.6%）に留まり、就学前児童に比べ「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」の割合が高くなっています（37.6%）。また、「働きたいとは思わない」の割合も２割強（23.2%）と高くなっています。

「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」「１年より先で、子どもがある程度大きくなったら働きたい」をあわせた就労意向のある母親は、就学前児童の母親で86.8%、小学生の母親で75.2%となっており、就労していない母親の多くは、今後就労したいと考えていることがわかります。

母親（未就労者）の就労意向

④　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の状況

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理想と現実については、就学前児童・小学生の保護者ともに、父親の理想は「子育て・家事の時間が優先」（就学前児童：38.8%、小学生：34.6%）が最も多くなっていますが、現実は「仕事時間が優先」（就学前児童：85.4%、小学生：84.0%）が８割を超えて最も多くなっています。

一方、母親では理想・現実ともに「子育て・家事の時間が優先」が過半数を占めて最も多く（就学前児童／理想：76.1%、現実：68.5%、小学生／理想：75.3%、現実：54.0%）、父親に比べて理想と現実の差は小さくなっています。ただし、「仕事時間が優先」については、理想は３%程度（就学前児童：3.0%、小学生：2.7%）にすぎませんが、現実では３～４割程度（就学前児童：28.4%、小学生：41.3%）が仕事時間優先になっており、この割合は就学前児童に比べ、小学生でより高くなっています。

就学前児童保護者のワーク・ライフ・バランス

小学生保護者のワーク・ライフ・バランス

⑤　子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること

子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じることは、就学前児童・小学生ともに「子どもと接する時間が少ない」（就学前児童：43.7%、小学生：39.8%）が最も多くなっています。また、これに次いで、就学前児童では「子どもが病気になった時等に面倒をみてくれる人がいない」（31.5%）、小学生では「労働時間が長い、残業や休日出勤が多い」（26.4%）となっています。

子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること（複数回答２つまで）

(3) 保育サービスの利用意向

① 保育サービスの利用意向

就学前児童の保護者が今後利用したいと思う保育サービスは、「認可保育所」（42.8%）が最も多く、次いで「幼稚園」（32.1%）となっています。

また、「病児・病後児保育」（13.9%）、「子どもの一時預かり」（13.2%）の利用意向もそれぞれ１割を超えています。

保育サービスの利用意向　（複数回答）

（4）子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度等

①　就学前児童対象子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度

就学前児童を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率（『利用したことがある』の割合）が高いサービスは「ブックスタート事業」（48.5%）、「子育て交流プラザ『くるるん』や信愛つどいの広場」（33.0%）、「保育所や幼稚園の園庭の開放」（32.4%）等となっています。

また、利用者のサービス満足度は全般的に高く、特に「マタニティー教室」（92.7%）や「保育所や幼稚園の園庭の開放」（92.0%）等で高くなっています。

子育て支援サービスの認知度・利用状況

子育て支援サービス利用者の満足度

※認知度・利用状況は全て（N=1,506）

②　小学生対象子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度

小学生を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率（『利用したことがある』の割合）が高いサービスは「校区チャレンジ子ども土曜塾」（24.2%）や「児童センター」（17.3%）となっています。

また、利用者のサービス満足度は「久留米市少年の翼」（96.1%）や「家庭教育に関する学級・講座」（92.6%）等で高くなっています。

子育て支援サービスの認知度・利用状況

※認知度・利用状況は全て（N=1,593）

子育て支援サービス利用者の満足度

③　ファミリー・サポート・センターの利用状況・利用していない理由

ファミリー・サポート・センターの利用者は、就学前児童：4.0%、小学生：0.6%と１割を満たしません。

また、未利用者の利用していない理由については、就学前児童・小学生ともに「利用する必要がない」（就学前児童：41.8%、小学生：51.7%）が最も多く、次いで「サービスの内容を知らなかった」（就学前児童：37.8%、小学生：41.9%）、「みまもり会員（預かる人）がどんな人か不安」（就学前児童：21.9%、小学生：17.6%）となっています。

ファミリー・サポート・センターの利用状況

ファミリー・サポート・センターを利用していない理由　（複数回答）

(5) 子育てに対する意識等

① 子育てをしていて良かったことや喜びを感じたこと

子育てをしていて良かったことや喜びを感じたことは、就学前児童・小学生ともに「子どもの成長をみるのが喜びである」（就学前児童：93.9%、小学生：90.3%）が最も多く、次いで「家庭の中が明るくなる」（就学前児童：85.6%、小学生：75.3%）、「子どもとのふれあいが楽しい」（就学前児童：82.6%、小学生：72.5%）となっています。

また、「特にない」は就学前児童で0.1%、小学生で0.3%であり、子育てについて喜びを感じている保護者が大半であることがわかります。

子育てをしていて良かったことや喜びを感じたこと　（複数回答）

②　子育てに困難を感じること

子育てに困難を感じることは、就学前児童・小学生ともに「ときどきある」（就学前児童：51.7%、小学生：55.6%）が過半数を占めて最も多く、これに「よくある」（就学前児童：9.6%、小学生：10.5%）をあわせると、子育てに困難を感じることがある人はそれぞれ６割を超えています（就学前児童：61.3%、小学生：66.1%）。

子育てに困難を感じること

③　子どもを虐待しているのではないかと思った経験

子どもを虐待しているのではないかと思った経験について、就学前児童・小学生ともに「ほとんどない」（就学前児童：47.9%、小学生：51.6%）が半数前後を占めて最も多いものの、「よくある」（就学前児童：0.9%、小学生：0.5%）と「ときどきある」（就学前児童：24.9%、小学生：22.5%）をあわせた、子どもを虐待していると思うことがある人もそれぞれ２割以上います（就学前児童：25.8%、小学生：23.0%）。

子どもを虐待しているのではないかと思った経験

（6）久留米市の子育て環境に対する評価

①　就学前児童保護者の子育て環境に対する分野別評価

久留米市の子育て環境について、評価している人の割合（『思う』の割合）が最も高い項目は、「救急医療などの小児医療の体制が充実している」（73.2%）であり、以下「母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」（51.5%）や「保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」（50.4%）についても、過半数の人が評価しています。

一方、評価していない人の割合（『思わない』の割合）は、「子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている」（49.7%）や「子育ての経済的負担を軽減するための取り組みがある」（42.3%）で高く、４割以上の人が評価していません。

就学前児童保護者の子育て環境に対する分野別評価

②　小学生保護者の子育て環境に対する分野別評価

久留米市の子育て環境について、評価している人の割合（『思う』の割合）が最も高い項目は、「救急医療などの小児医療の体制が充実している」（68.9%）であり、以下「地域で子どもを犯罪や事故等から守るための取り組みがある」（61.8%）や「小・中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある」（54.4%）、「幼稚園や小・中学校等の教育環境が充実している」（53.0%）についても、過半数の人が評価しています。

一方、評価していない人の割合（『思わない』の割合）は、「子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている」（52.6%）や「子育ての経済的負担を軽減するための取り組みがある」（48.4%）、「企業や行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる」（43.5%）で高く、４割以上の人が評価していません。

小学生保護者の子育て環境に対する分野別評価

③　久留米市での子育て意向

久留米市での子育て意向については、就学前児童・小学生の保護者の８割以上（就学前児童：86.1%、小学生：81.7%）、一般市民の７割強（73.1%）が久留米市で子どもを育てたいと考えています。

また、前期計画策定に際して実施した平成15年度の前回調査と比較すると、久留米市で子どもを育てたいと考える人は、就学前児童・小学生・一般市民ともに８～15ポイント程度高まっています。

久留米市での子育て意向

久留米市での子育て意向（前回調査との比較）

		久留米市で育てたい	久留米市では育てたくない	無回答
就学前児童	前回調査	72.2%	17.0%	10.8%
	今回調査	**86.1%**	9.5%	4.4%
小学生	前回調査	73.4%	15.6%	11.0%
	今回調査	**81.7%**	11.9%	6.4%
一般市民	前回調査	57.5%	15.1%	27.4%
	今回調査	**73.1%**	10.4%	16.5%

④　久留米市で子どもを育てたいと思う理由

久留米市で子どもを育てたいと思う理由は、就学前児童・小学生の保護者、一般市民に共通して「自然があるから」（就学前児童：48.0%、小学生：53.9%、一般市民：58.3%）、「病院がたくさんあるから」（就学前児童：47.7%、小学生：43.2%、一般市民：45.1%）、「住環境が良いから」（就学前児童：35.5%、小学生：37.0%、一般市民：38.2%）が上位１～３位を占めています。

久留米市で子どもを育てたいと思う理由　（複数回答）

(7) 子育て支援として地域・行政に期待すること

① 子育て支援として地域の人に期待すること

子育て支援として地域の人に期待することは、就学前児童・小学生ともに「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」（就学前児童：79.6%、小学生：73.9%）、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」（就学前児童：77.0%、小学生：75.5%）等の安全確保に関することがそれぞれ７割以上と多くなっています。

子育て支援として地域の人に期待すること　（複数回答）

②　一般市民の地域の子どもたちとの関わり

一般市民の地域の子どもたちとの関わりについては、「道で会ったとき声をかけたり、あいさつをしている」が６割弱（56.9%）で最も多く、次いで「近所の子どもたちとかかわりはない」（31.3%）、「悪いことをしているのに気づいたとき、注意している」（22.5%）となっています。

一般市民の地域の子どもたちとの関わり　（複数回答）

③　一般市民の子どもや子育て家庭への支援としてできること

一般市民が子どもや子育て家庭への支援としてできることは、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意する」（45.6%）が最も多く、次いで「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守る」（39.4%）となっています。また、これらの子どもの安全確保等に関する内容は、前述の就学前児童・小学生の保護者が地域の人に期待することとしても上位にあがっており、支援する側・される側の両方で割合が高くなっています。

一般市民の子どもや子育て家庭への支援としてできること　（複数回答）

④　子育て支援として久留米市に期待すること

子育て支援として久留米市に期待することでは、就学前児童・小学生の保護者・一般市民に共通して、「子育てのための経済的支援の充実」（就学前児童：74.2%、小学生：64.1%、一般市民：50.1%）や「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」（就学前児童：58.0%、小学生：61.7%、一般市民：39.6%）などが上位にあがっています。

子育て支援として久留米市に期待すること

（複数回答５つまで）

3　グループインタビュー・ワークショップ結果

（1）関係団体グループインタビュー

平成21年８月に実施したグループインタビューの結果は以下のとおりです。

出席団体一覧

実施日	出席団体名	
平成21年８月20日（木）	●mon・ma（マンマ） ●ポップコーン ●プレイベアーズ	●Three Loves ●わいわいネ！ット
平成21年８月21日（金）	●ママの会　alors（アロール） ●ベアーズ ●Vent doux net（ヴァン　ドゥ　ネット）	●ツインズクラブ ●さらだ

①　市の子育て環境に対する評価（よい点）

■子育て支援センターやくるるん等、子育てに関する相談・支援窓口が多く、コミュニティセンターでの子育て教室等の身近な地域での子育て支援も充実してきたことが評価されている。
■くるるんや児童センター、公園等、親子が集える場、遊び場が多い（以前より充実した）ことが評価されている。
■その他、小児医療体制やエンゼル応援隊等が評価されている。

【主な意見】

●子育てに関する相談・支援窓口が多い。
・地域子育て支援センター、くるるん、幼児教育研究所　等

●親子が集える場や子どもの遊び場、イベントが多い。
・くるるん、児童センター、くるめウス、青少年科学館、鳥類センター、公園　等

●身近な地域での子育て支援が充実している。
・地域子育て支援センター、コミュニティセンターでの子育て教室　等

●子育てに関する情報提供が豊富であり、迅速に提供されている。
・子育てマップがあり、転入者等でも情報入手が容易。
・子育てマップを市民と協働して作成している。

●子育て支援施策や子育て環境が全般的に充実している。
・エンゼル応援隊（転入者等、親族の支援が受けられない保護者の不安・負担軽減に有効）
・小児医療体制
・サークル等に対する助成制度
・各種講座での託児（えーるピア、くるるん等）　等

②　市の子育て環境に対する評価（改善すべき点・課題解決のために必要なこと）

■相談・支援窓口や遊び場等について、機能・内容充実や、質の向上、利用しやすいしくみづくりが求められている。
■就学前児童に比べて、就学後の施策が少ないとの指摘が多い（相談窓口、遊び場、教育環境の充実　等）。少人数学級（35人学級）に対する要望が強い。
■子育て支援施策全般について、利用者の声を聞き、各種サービスや施設等の改善に反映させるしくみづくりが必要とされている。

【主な意見】

●子育てに関する相談・支援窓口の機能充実、対応者の資質向上

・要フォロー児や障害児に対する相談への配慮が必要。窓口職員や教師の専門知識の習得、接遇の改善等のスキルアップを望む（発達に不安を感じている保護者は職員の一言で不安になる）。
・幼児教育研究所は、要フォロー児童が増加しており、スタッフ増員や資質向上が必要。また、働いている保護者が相談・支援を受けづらい。
・各相談窓口の職員が虐待の知識・対応スキルを持って声かけができるようになってほしい。

●小学生以上の子どもに対する相談・支援の充実

・就学前に比べて、就学後の相談窓口が少ない。思春期等、就学後も子育ての悩みは多い。
・就学前から成人するまでの継続した相談支援が必要である。

●身近で安全に利用できる遊び場づくり

・子どもの遊び場は多いが遊びにくい場所も多い（汚く、危険な公園　等）。
・中心部だけでなく、周辺地域にも施設・遊び場を増やしてほしい。
・就学前に比べて、小・中学生が遊べる場やイベントが少ない。
・自然環境や学校等の地域資源を有効に活用した遊び場・体験活動ができないか（農業体験等）。
・遊び場や各種イベント企画の際は、利用対象となる人の意見を聞き、真に利用しやすいものとなるよう留意することが必要である（遊びづらい公園や制約の多いイベントがある）。

●地域での子育て支援の活性化

・退職者等の地域の人材に子育て支援に関わってもらえるしくみづくりが必要である（特に男性）。
・シニアネットと子育てサークル等、世代の異なる団体が連携し、世代間交流や地域行事を協働で実施してはどうか。
・地域の中でのキーパーソンづくりや地域活動の活性化は地域主体で進められるので、行政は先進事例の提供や交流・連携のきっかけづくり、施設の場の提供等の支援を行ってほしい。

●保育サービスの充実

・一時預かり事業を充実してほしい（法改正により一時預かり事業を廃止する保育園が増えた）。
・学童の一時預かりがほしい。くるるんで小学生も預かってほしい。
・学童保育の利用条件を見直してほしい（４年生に進学した直後の春休み［4/1以降］までは利用できるようにしてほしい、長期休暇中は対象年齢を小学６年生までにしてほしい）。
・病児・病後児対応サービスを充実してほしい（病児・病後児保育の充実、ファミサポでの病後児対応等）。
・エンゼル応援隊はたいへん有効なサービスであるので、対象年齢の延長・弾力化等の充実を図ってほしい（利用料があがってもよいので、２～３歳まで対象年齢を延長してほしい）。
・公的な保育・就学前教育を充実してほしい（公立の保育所や幼稚園が少ない）。

●教育環境の充実

・小・中学校での少人数学級（35人学級）を全学年で早急に実現してほしい。
・小・中学校等の教育環境を充実してほしい（施設老朽化対策、エアコン設置　等）。

●障害児対策の充実

・障害児支援施策は充実されてきているが、相談対応者、教師等のスキルアップ・接遇改善が必要である。
・障害児の保育園入所にあたっての就労条件を廃止してほしい（特区申請等）。
・障害等の早期発見・早期支援のために、相談窓口間の更なる連携が必要（医師等の外部関係者と障害者福祉課、保健師等の関係者の連携強化）。また、一貫した支援の推進を。
・障害児が参加できるイベント等を増やしてほしい（子育てフォーラムへの養護学校生徒参加等）。

●子育てに関する情報提供の充実

・子育てに関する情報提供・家庭教育に関する啓発は、さまざまなタイミング・手段で実施することが必要である（妊娠期／産婦人科・小児科等との連携、出産後／母子手帳配布や健診時等での資料配布　等）。
・働いている保護者は子育て関連施設・サービスを知らない人が多い。もっと広報が必要。
・市の子育てマップは公的情報のため限界がある。サークル等の団体に委託して団体の責任編集でもっと自由な情報提供ができないか。
・ホームページがわかりにくい。

●小児救急医療対策の充実

・救急医療機関は、夜間も急患が多く、待ち時間が長い。
・急病時に医療機関に行くべきか適切に判断できるよう、講習会等で情報提供してほしい（症状別の対応フロー等のわかりやすいマニュアル等）。

●ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・支援の充実

・育児休業を取得した父親についての情報提供・広報をして啓発してほしい。
・企業・事業所に対しても市の子育て支援施策の情報を提供してはどうか（企業等への啓発だけでなく、企業から従業員への情報提供も期待できる）。

・行政でワークシェアを進め、子育て中の保護者を雇用してほしい。

●子育てにやさしいまちづくり

・道路環境が危険なところが多い（道が狭い、歩道がない、ベビーカーで通りづらい　等）。

●利用者ニーズを踏まえた子育て支援施策の推進

・公園の問題点等を行政のどこに相談したらよいかわからない。利用者の声を聞き、各種サービスや施設等の改善に反映させるしくみづくりが必要である（遊び場・公園づくりの際には周辺の保護者の声を聞く、行政窓口にアンケート票を置く　等）。

●その他

・次世代育成支援対策にもっと財源を投入してほしい。

・行政職員は地域の関係者からの意見聴取や先進地視察等を行い、よりよい施策が実施できるように取り組んでほしい。

③　前期計画書について（感想・わかりやすさ等）

■前期計画書については、具体的事業が多数掲載されている等、一定の評価は得ている。
■計画内容や進捗状況の周知と、目標の具体化（数値目標の設定）が求められている。

【主な意見】

●子育て関連施策が多数あることを知らなかった。充実した内容である。

●数値目標がないものもあり、実効性に疑問がある。

●各施策の達成度が知りたい。

(2) 第４回 くるめ 子ども・子育てフォーラム　ワークショップ

平成21年11月８日に開催した「第４回 くるめ 子ども・子育てフォーラム」において、『あなたと描く「くるめ・子育て環境未来図」～くるめ 子ども・子育てプランを考える～』と題したワークショップを実施しました。

ワークショップの概要

開催日時	平成21年11月８日（日）午前10時～12時
開催場所	えーるピア久留米
参加者数	15名
ファシリテーター	NPO法人　ル・バトー代表　田町菜穂子
目　　的	①次世代育成支援行動計画の存在を身近に感じてもらい、後期計画を作成するにあたり、広く市民からの意見をうかがう機会とする。 ②率直な個別の展望を披露してもらい、今後の望ましい未来像について意見交換を行う。

①　テーマ１　久留米で子育てするうえで不足しているもの、必要なものについて

・行政の広報、PRの改善を。子育て支援情報が市民に届いていない。
・育児の悩みを抱え、家にこもり外出しない親を把握しケアすることが重要。
・就学前の子育て支援は充実しているので、就学後（学童保育など）の充実を。
・「命の大切さ、弱者の立場をわかる気持ち」を教育や家庭でのしつけを行うべき。
・小学校になると友達関係などでの悩みが増えてくるので、学校に相談窓口があればよい。
・ワーク・ライフ・バランスは企業だけの取り組みでは実現不可能。行政が強制力をもって推進を。
・学校が地域に開かれてほしい。校庭を開放し地域の拠点に。
・市役所も縦割行政ではなく全庁的に取り組むべき。教育委員会も巻き込んでほしい。
・たくさんの事業を行うより、親が本当に実現してほしい施策を一つずつ実現してほしい。
・病児保育サービスを改善してほしい。予約なし、無料で利用できるように（保育料を毎月払っているのに、病気の時は別途料金を支払わないといけない）。
・ひとり親世帯でも両親世帯と同じように働ける環境を作って欲しい。
・延長保育など保育サービスが充実するのはいいが、子どもにとって良いことなのか？（生活リズムが崩れる心配も）

②　テーマ２　これからの子育てに必要なもの（グループ発表）

・行政の広報・PRの効果的な手段、手法の検討。企業への情報提供。
・障害児への理解促進。産前からの育児情報提供。
・学校の先生が教育だけでなく「子育てを担っている」という意識を持つこと。
・「食」に対する意識を高める。
・DV被害者の育児支援（安心して子育てや生活できる環境整備を）。
・企業への育児支援の費用補助。
・小学生が放課後に集まる場所の確保。
・行政の全体的な取り組み（縦割ではなく全庁的な取り組みを）。
・子育ては親と家族だけで行うものではなく地域全体で行うという意識を。
・行政と市民で直接話し合える機会。

③　テーマ３　実現可能な施策を考える

・学校の校庭の開放を行い、放課後の子どもの居場所を確保する。地域の高齢者を招いて多世代交流の場所とし、地域コミュニティの核にする。空き教室の有効活用や退職者の有効活用につながる。
・先生は学校の中だけの問題ではなく、家庭、地域全体への配慮が必要。
・子育てを家族、親だけが行うのではなく地域全体で育てる意識を持つこと。

4　「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての子どもの基本的人権を国際的に保障するために、平成元年に国際連合の総会において採択され、日本は、平成６年にこの条約を批准しました。この条約は54条からなっており、子どもの権利として大きく分けて次の４つの権利を守ることを定めています。

○生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全、健やかに成長する権利を持っています。

○守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待などから守られなければなりません。また、障害をもつ子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

○育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得て自分の考えや信じることが守られることも自分らしく成長するためにとても重要です。

○参加する権利

子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。その時には、家族や地域の一員としてルールを守って行動する義務があります。

5 計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯

期　　日		内　　容
平成20年	10月27日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第１回）
	11月６日	くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会（第５回）
	11月14日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第１回）
平成20年 平成21年	12月５日～ １月６日	次世代育成支援に関するニーズ調査の実施
	３月24日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第２回）
	３月26日	くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会（第６回）
	４月16日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第２回）
	８月５日	くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会（第７回）
	８月６日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第３回）
	８月18日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第３回）
	８月20日～ 21日	グループインタビューの実施
	10月27日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第４回）
	10月29日	くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会（第８回）
	11月５日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第４回）
	11月８日	「第４回　くるめ　子ども・子育てフォーラム」開催 ・計画骨子案に関するワークショップの実施
	11月25日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第５回）
	11月30日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第５回）
	12月４日	くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会（第９回）
	12月11日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第６回）
平成21年 平成22年	12月22日～ １月21日	行動計画原案に対するパブリックコメントの実施
	３月８日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第６回）
	３月10日	くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会（第10回）
	３月24日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第７回）

（2）くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会設置要綱

（設置及び目的）
第１条　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第８条に基づいて策定したくるめ子ども・子育てプラン（以下「子ども・子育てプラン」という。）の推進に関し必要となる措置について協議するため、同法第21条の規定に基づき、くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（任務）
第２条　協議会は、次の事項について必要な助言を行う。
（１）子ども・子育てプランに基づく施策の推進に関すること
（２）子ども・子育てプランの後期計画策定に関すること

（組織）
第３条　協議会は、次に掲げる分野又は団体等の関係者の中から市長が任命し、委嘱する委員で構成する。
（１）学識経験者、医療関係者、経済労働関係団体
（２）教育関係者、青少年育成支援団体
（３）福祉関係者、子育て支援団体
（４）前各号に定めるもののほか、市長が特に認めるもの

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により選出する。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、子育て支援部子ども育成課において処理する。

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成20年11月６日から施行する。

(3) くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会委員名簿

選出区分	団体名等	役職等	氏名	備考
学識経験者	久留米大学	文学部社会福祉学科教授	菊　池　正　治	会長
	久留米信愛女学院短期大学	ビジネスキャリア学科教授	岡　部　千　鶴	
医療関係者	久留米医師会	理事	田　中　地　平	
	久留米歯科医師会	常務理事	大　石　真　大	
経済労働関係団体	久留米商工会議所	専務理事	古　賀　義　幸	
教育関係者	久留米市私立幼稚園協会	会長	藤　田　喜一郎	
	久留米市小学校父母教師会連合会	船越小学校	梯　　朱　美	
福祉関係者	久留米市私立保育所連盟	総務委員	中　嶋　文　恵	
	久留米市民生委員児童委員協議会	上津校区主任児童委員	藤　井　まゆみ	
青少年育成団体	久留米市子ども会連合会	副会長	松　尾　克　己	
	久留米市青少年育成市民会議	城島支部長	原　　学	
子育て支援団体等	子育て支援団体「ル・バトー」	代表	田　町　菜穂子	
	久留米男女共同参画推進ネットワーク	代表	永　延　桂　子	副会長
	チャイルドサポートたんぽぽぐみ	代表	池　田　幸　子	

（4）くるめ　子ども・子育てプラン（後期計画）推進にあたっての提言について

平成22年３月

久留米市長　楢原　利則　様

くるめ　子ども・子育てプラン推進協議会
会長　菊池　正治

くるめ　子ども・子育てプラン（後期計画）推進にあたっての提言について

市におかれましては、くるめ　子ども・子育てプランの推進に精力的に取り組まれておりますことに深く感謝申し上げます。

本協議会は、くるめ　子ども・子育てプランの前期計画においては、関連施策の実施状況の点検・評価や対策についての検討を行い、後期計画策定にあたっては、これまで平成20年11月から平成22年３月までに計６回の協議会の中で、それぞれの立場から意見を申し上げてまいりました。

久留米市長におかれましては、本協議会における意見を十分に尊重し、本計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、後期計画の着実な推進を図られるようお願いいたします。

なお、本協議会の後期計画原案に対する協議を終えるに際し、今後の計画推進にあたって、下記の項目を提言させていただきます。

記

1．家庭をはじめ、地域、企業、行政が一体となって計画を進めていけるように各施策の広報周知、及び推進体制の充実に努めること。また、行政が子育て支援施策を推進するにあたって、関係部局が一体となって取り組んでいくこと。

2．市民からの意見を参考に、計画の推進や各施策の充実・改善に努めること。

3．計画を推進していくにあたって取り組む施策については、すべての子どもの幸せを第一に考えた上で、利用者の視点及びサービスの質に配慮すること。

4．国の次世代育成支援に関わる抜本的な制度設計が検討されている中で、国の動向を注視し、子育て支援施策が充実される方向で柔軟に取り組んでいくこと。

（5）次世代育成支援行動計画策定委員会等設置要綱

（設置目的）
第１条　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第８条に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するために、次の組織を設置する。
（１）次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）
（２）次世代育成支援行動計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）

（策定委員会）
第２条　策定委員会は、次に掲げる事務を行う。
（１）行動計画の策定に関すること
（２）その他行動計画の策定に関し必要な事項に関すること

（策定委員会の組織及び会議）
第３条　策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。なお、委員長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
２　委員長は、市長をもって充て、副委員長は子育て支援部を所管する副市長をもって充てる。
３　委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
５　策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

（調整会議）
第４条　調整会議は、策定委員会の所掌する事務を円滑に処理するため、策定委員会の委員長の指示を受け、策定委員会に提案する事項などについて協議し、又は調整するものとする。
２　調整会議は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。なお、幹事長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
３　調整会議の幹事長は子育て支援部次長を、副幹事長は教育部次長をもって充てる。
４　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。
５　調整会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
６　幹事長は、調整会議を代表し、会務を総理するとともに、協議の内容又は調整の経過及び結果について委員長に報告するものとする。

（検討部会の設置）
第５条　調整会議には、策定委員会の委員長の承認を得て、必要な検討部会を置くものとする。

（庶務）
第６条　策定委員会及び調整会議の庶務は、子育て支援部子ども育成課において処理する。

（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。
２　策定委員会及び調整会議並びに検討部会等は、行動計画の策定の完了をもつて解散する。

附　則
この要綱は、平成15年９月９日より施行する。
この要綱は、平成17年４月１日より施行する。
この要綱は、平成19年７月１日より施行する。
この要綱は、平成20年10月１日より施行する。
この要綱は、平成21年４月17日より施行する。

別表１　策定委員会の構成

委員長	市長
副委員長	子育て支援部を所管する副市長
委員	企画財政部長 総務部長 市民部長 男女平等推進担当部長 健康福祉部長 保健所長 健康推進担当部長 子育て支援部長 商工労働部長 都市建設部長 文化観光部長 教育部長 田主丸総合支所長 北野総合支所長 城島総合支所長 三潴総合支所長

別表２　調整会議の構成

幹事長	子育て支援部次長
副幹事長	教育部次長
幹事	企画調整課長 財政課長 総務部次長 人事厚生課長 市民部次長 健康福祉部次長 商工労働部次長 都市建設部次長 文化観光部次長

くるめ　子ども・子育てプラン
［久留米市次世代育成支援行動計画］
（後期計画）

2010（平成22）年　３月
発　行　久留米市　子育て支援部　子ども育成課
〒830-8520　久留米市城南町15-3
電　話：0942-30-9227

くるめ 子ども・子育てプラン

［ 久留米市次世代育成支援行動計画 ］

後期計画

子どもの笑顔があふれるまちづくり